

令和3年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「静岡県の新ビジョン富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。

また、最初の4年間の基本計画の最終年度として、各種施策における数値目標の達成状況や主な成果について、外部の意見を取り入れた総括評価を実施した。その結果に加え、新型コロナウイルス感染症や地球規模での気候変動危機といった社会経済状況の大きな変化を踏まえた「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」を策定した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 防災・減災対策の強化、次世代産業の創出と展開、魅力的なライフスタイルの創出

ア “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指し、「ふじのくにフロンティア推進区域」の早期完了に向けて事業支援を行った。

また、都市的サービスを提供する拠点相互の連携・補完により地域課題の解決を図る「ふじのくにフロンティア推進エリア」は、富士市や焼津市、御前崎市による取組3市3エリアを認定し、累計で18市町11エリアとなった。

イ 多彩なライフスタイル情報発信強化

首都圏のクリエイティブ層を主なターゲットとして、本県に人材や企業を呼び込むため、サテライトオフィス・移住・観光等の情報を一体的に発信するポータルサイトの内容の充実、閲覧促進に取り組んだ。

(2) 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

ア 観光客の来訪の促進

通常はスマートフォンのニュースアプリの活用やふじのくに魅力発信サイト「痛快！静岡県」により、全国に向けて静岡県の情報を発信している。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から記事の更新を中止するとともにトップページで注意喚起した。

(3) 地域外交の深化と通商の実践

ア 地域外交の推進

新型コロナウイルス感染症の影響で海外との往来が難しい中、中国、韓国、台湾、シンガポールに海外駐在員事務所を設置している利点を生かして、対面とオンラインを併用した「ツイン外交」を積極的に展開した。本県の友好提携先である中国浙江省、韓国忠清南道、モンゴル国ドルノゴビ県をはじめとする重点国・地域を中心として多様な交流を展開し、地域間交流を推進した。

また、通商推進プロジェクトチームによる県産品の販路拡大等に向けた取組や、オリンピック・パラリンピックを通じた市町の交流を支援するなど、本県と各国・地域にとってメリットのある地域間交流を推進した。

さらに、海外駐在員事務所を活用した現地最新情報の収集・提供や、海外に展開している県内企業への支援、県産品の販路開拓等に取り組むとともに、国内に居住する外国人を対象とした英語による本県情報発信サイトの開設やテレワーク体験事業の実施等により、海外からの活力取り込みに向け、地方移住に関心がある外国人に本県の居住環境等を幅広くPRした。

(4) 現場に立脚した施策の構築・推進

ア 戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に対する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。新型コロナウイルス感染症が若年層に広がった際には、若年層がSNSやネット上で情報収集をする傾向を踏まえSNSを活用して広報した。媒体は、拡散力のあるTwitter、日常使いをするLINEなどとし、配信方法は、何気なく視聴可能で、没入感を与えられるように縦型動画を採用し、完全視聴率を高めるために1分程度のショートムービーとした。

イ 県民参画の促進

新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、知事広聴のオンラインでの視聴など様々な手法を用いて県民のこえの的確な把握と施策への反映に努めた。また、職員の対話力向上を目的とする研修をSDO上で動画配信し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮するとともに受講しやすい環境を整えた。

さらに、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”士民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(5) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア 将来にわたって安心な財政運営の堅持

令和3年度当初予算は、地方交付税等の一般財源総額について前年度と同水準が確保されたものの、新型コロナウイルス感染症対策や新ビジョンの総仕上げへの対応など、膨大な財政需要に対して限られた財源の配分が求められる厳しい状況の中、感染症対策と社会経済活動の両立に必要な経費に財源を重点配分する編成を行った。

歳入では、「フジノミクス」によるリーディング産業の育成や、山梨県、長野県、新潟県と連携した広域経済圏「山の洲」による消費喚起の促進等による税源の涵養に努めるとともに、国庫支出金、外部資金、企業版ふるさと納税等の寄附金を積極的に獲得した。

歳出では、補助金、イベント、旅費の見直しや、業務の減量化・効率化等を重点見直し項目とし、徹底的な事業見直しを実施した。

国に対しては、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

(6) ICT等の革新的技術の利活用による業務革新

ア 新世代ICT等の導入・利活用の推進

県民向けサービスにおいては、利便性向上と業務の効率化を目的に、申請・届出等の受付や結果通知等の処理を行う電子申請システムや施設予約システムを運用し、自治体のデジタル化を推進した。

庁内においては、県行政の効率化や高価値化、働き方改革などを推進するため、AIを利用した音声認識技術やRPA等の活用により、職員の負担軽減を図った。

また、職員の仕事の効率性及び県民サービスの向上の両立を図るため、職員がいつでもどこでも勤務できる新しいワークスタイルに対応するべくモバイルパソコン利用環境の整備を行った。

さらに、全庁的な取組を踏まえ、デジタル技術の活用により誰もが利便性や豊かさを実感できる社会を実現するため、令和4年度から令和7年度を計画期間とする「ふじのくにDX推進計画」を策定した。

令和3年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として、関係部長を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、県内4箇所の地域局において、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化に努めた。

(2) 防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第4次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を2022年度までに8割減少させる」という減災目標の達成に向け、189の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム2013」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進するとともに、住民の早期避難意識の向上を図るため「わたしの避難計画」の作成・普及に着手した。

県民の防災意識の実態の把握と高揚を図るため、インターネットを活用した県民意識調査、防災出前講座や「ふじのくに防災学講座」の開催など多様な啓発事業を積極的に行うとともに、防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、「ふじのくに防災士」や「ふじのくにジュニア防災士」等の人材育成研修を実施した。

また、インターネットを活用し、地域の防災力の中核を担う自主防災組織の実態調査を行った。

さらに、富士山火山防災対策を推進するため、県及び周辺市町などで構成される「富士山火山防災対策協議会」において、令和2年度に改定した新たな富士山ハザードマップに基づき、「富士山火山広域避難計画」の改定について検討し、3月に中間報告を行った。

(3) 防災訓練の実施

地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震や津波、火山噴火、台風、土砂災害等、各地域の特性に応じた被害等のリスクを踏まえた地域防災訓練を実施した。

なお、例年、県・市町における災害対策本部運営機能の向上や防災関係機関との連携の強化を図るため、総合防災訓練や大規模図上訓練等を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大規模な訓練の多くを中止するとともに、備蓄品や資機材の点検など、家庭や地域等でできることに取り組むよう啓発を行った。

(4) 消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防車両等への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めた。

また、静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災の消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

さらに、高圧ガスや火薬類など産業における事故のリスクが高い分野の安全を確保するため、高圧ガス等の許認可や立入検査、保安講習等を実施し、産業保安体制の強化に努めた。

(5) 浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の広域避難計画の策定や修正の支援等を行うとともに、原子力防災に関する研修の実施、原子力防災資機材の整備等により、県及び関係市町の広域避難計画の実効性の向上を図った。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

(6) 熱海市土石流災害等への対応

令和3年7月豪雨に伴う熱海市土石流災害等に対し、県災害対策本部を設置し、救出・救助、被災者支援、被災地復旧などの対策に取り組んだ。

また、東日本大震災により被災した自治体の要請に応じ継続的に職員派遣を行った。

(7) 新型コロナウイルス感染症対応

国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、本部員会議を開催し、県民や事業者への行動制限の要請など、必要な対策を実施した。

また、令和2年5月から、本県独自の基準として運用してきた「6段階の警戒レベルとレベル毎の行動制限」については、令和3年11月、国から「都道府県ごとに感染の状況や医療のひっ迫の状況等を評価するための新たなレベル分類」が示されたことを受け、本県でも、この国の評価レベルに変更して、県民への情報提供を行った。

国評価レベルに基づく警戒レベルとレベル毎の行動制限の公表は、毎週、定期的実施し、JR主要駅の掲示板や道路上の電光掲示板、県ホームページ、SNSなどを通じて、県民や本県を訪れる県外の方々に対し、注意喚起を行った。

さらに、県内で開催される大規模イベントに当たっては、関係する部局と連携し、主催者が作成した感染防止安全計画により感染防止対策を確認するとともに必要な助言を行った。

加えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県内の指定した施設の事業者に対し、休業または営業時間の短縮について協力を要請するとともに、この要請に応じた事業者に対し、協力金を交付した。

特に、不特定多数の方々を利用する飲食店等に対しては、感染防止対策の徹底・強化と、利用者の安全・安心を確保するため、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を創設した。飲食店における感染防止対策を強化するため、認証を取得した施設を営む（認証申請中を含む）事業者に対し、感染防止対策の強化に要した費用の補助を行うとともに、制度の周知を図るため、テレビ・ラジオコマーシャルなどで広報を実施した。

（「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」は、令和4年度より経済産業部に移管）

令和3年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や県有施設の最適化、歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、平成30年3月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム（計画期間：平成30年度～令和3年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

令和3年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの総括評価や次期プログラムの検討、外郭団体の点検評価等について検討を行ったほか、ひとり1改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。さらに、内部統制制度を運用し、各所属によるリスクの洗い出し及び対応策の確認並びに自己評価を行うとともに、令和2年度の内部統制評価報告書を作成し、議会に提出した。

また、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の4つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す業務改善やペーパーレス化の推進、テレワークの推進など、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組んだ。

今後は、行政経営革新プログラム2025に掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた取組を進めるほか、テレワークの一層の推進や紙中心の仕事からデータ中心の仕事への転換など、新しい働き方を推進していく。

(2) 県有施設の最適化

県有施設の長寿命化と財政負担の軽減に向け、劣化診断に基づく

修繕計画の予算化の流れについて体系化するとともに、建替え時における総量適正化の取組を進めるため、各部局の集約複合化の検討における課題の把握や部局を跨ぐ調整等の支援を行った。

また、市町と連携しながら、公共施設の整備・運営に、民間の能力とノウハウを幅広く取り入れるための意見交換の場として、ふじのくに官民連携実践塾を開催した。

今後も、施設を通じた持続的な行政サービスを提供していくため、行政需要の把握に努め、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に取り組んでいく。

(3) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に設置した地区部会による地域毎の実情、課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、クレジットカード納付を引き続き推進し、利用可能なスマートフォン決済アプリを拡大するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2018～2022）の売却計画額55億6,500万円に対して、4年度目（令和3年度）の売却実績額は5億4,600万円、累計での売却実績額は53億3,800万円、売却率は95.9パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に対応した納税環境整備などを進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保へ取り組んでいく。

(4) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第4期）」に基づき市町の意向を踏まえた権限移譲を進め、移譲後も継

続的な支援を行っている。令和3年度は、市町の意見を踏まえた4法令、県所管課によるチェックの結果を踏まえた107法令について、事務処理マニュアル等の改善を行うなど、市町の事務執行の支援強化を図った。また、市町から返還希望があった事務に関し、移譲市町と県所管課による検討会を実施し、2法令7事務について事務の返還を行った。

行政経営研究会では、コロナ禍において発生した新たな課題に対して検討を進め、オンライン形式の会議を開催するなど、県・市町の共通課題の解決を図った。新たに「地方公務員の定年引き上げへの対応」と、市から提案があった「指定金融機関等に対する手数料」をテーマに加えた。今後も、県と市町間の行政課題の解決に資するよう取り組んでいく。

このほか、地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進のため、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、静岡県過疎地域持続的発展方針及び同計画を策定するとともに、過疎関連市町の過疎地域持続的発展計画の策定を支援した。併せて、過疎や半島等の条件不利地域について、関係市町と連携し、振興策の推進を行ったほか、地域コミュニティ活動の活性化のため、市町等の取組に助成した。

また、社会経済情勢の変化に即応した地域課題の解決への取組として、知事と市町長が意見交換を行う地域サミットや、県・市町の規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議を開催するなど、魅力ある地域づくりを進めるための取組を市町・民間等と連携して実施した。

(5) 開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進めるとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開に努めるとともに、新たな県史の編さんに取り組んだ。

今後も、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策の推進を図るため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図る。

令和3年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「命」を守る安全な地域づくり

<防災・減災対策の強化>

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から、県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「T O U K A I - O」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性和支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問などにより、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施した。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により重要性が高まった、地震発生後の在宅避難を可能とする耐震補強への助成額割増し対象世帯を拡充し、その普及を図った。

令和3年度の耐震補強助成実績は574戸と、令和2年度の730戸を下回った一方、耐震性が不足する住宅の建替えを促進する建替助成事業の実績は160戸と、令和2年度から3割増であった。

ブロック塀等の安全対策については、平成30年6月の大阪府北部の地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえて、強化した助成制度の周知を継続した結果、ブロック塀等耐震化事業の助成実績は1,006戸と、順調に推移し、制度強化前の平成29年度比で約3倍の活用があった。

「住宅の耐震化率」は89.3%（平成30年）であり、目標の95%に向けて更なる取組を進めるとともに、耐震診断結果報告義務化対象の大規模建築物や、避難路沿道建築物の耐震化等を、引き続き推進していく。

<安全な生活と交通の確保>

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」及び「静岡県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を

図る施策を実施した。この結果、令和3年における刑法犯認知件数は14,440件となり、令和3年の目標である20,000件以下を、平成30年から4年連続で達成した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センター SORA」を運営し、性暴力被害者の心身の健康回復と、被害の潜在化の防止に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第11次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して交通安全運動等を実施した結果、令和3年における交通事故死者数は89人と、前年に比べ19人減少し、交通人身事故件数は19,382件と、前年に比べ1,285件減少した。

今後も、本計画の目標である「交通事故死者数80人以下、人身事故発生件数15,000件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に、交通事故防止対策を推進していく。

安全な消費生活を確保するため、「第3次静岡県消費者行政推進基本計画」及び「第2次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口の消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、令和3年度末に両計画を統合して策定した「静岡県消費者基本計画」（令和4年度から7年度）に基づき、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。あわせて、消費生活相談窓口の機能強化等による高齢者の見守り体制の強化や、成年年齢の引下げに伴う、若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努める。

（2）誰もが活躍できる社会の実現

＜活躍しやすい環境の整備と働き方改革＞

ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現を基本目標として、令和3年度から開始した、「第3次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センター あざれあ」を拠点として、県内各地で施策を推進した。

加えて、「笑顔になるまで寄り添いたい」のメッセージの下、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、困難を抱える県内の女性を県庁一丸となって支援する取組を推進するとともに、令和3年6月からは、相談の増加等に対応するため、電話相談体制について、拡充を図った。

今後市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

地域における多様な主体による協働の推進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組むとともに、市民活動センターとの情報交換等により、NPOの課題やニーズを把握した。

今後、市民活動センターやNPOのニーズを把握し、より効果的な支援を行うことで、社会貢献活動のすそ野の更なる拡大を図っていく。

<誰もが理解し合える共生社会の実現>

外国人県民と日本人県民とが互いの文化や生活習慣に関する理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備するため、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づき、多文化共生意識普及のための出前講座の実施、外国人県民への多言語及び「やさしい日本語」による情報提供を行った。また「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営し、外国人県民からの生活上の相談に、多言語で対応している。あわせて、外国人県民も日本人県民と等しく県政情報に容易にアクセスできるよう、外国人県民の生活に関わる情報を集約して発信する「静岡県多言語情報ポータルサイト【かめりあ^①】」を、令和3年9月に新設した。

また、多文化共生推進本部プロジェクトチームにより、部局横断的な課題に、柔軟かつ迅速に取り組み、多文化共生施策の強化、充実に努めた。さらに、共通テーマとして「言葉の壁のない静岡県」を掲げ、「やさしい日本語」の普及に加え、「静岡県地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域における日本語教育を総合的に推進する体制の構築を進めた。

今後、静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現に向けて、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づいた施策を着実に実施する。

多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する啓発研修や図書館巡回展の開催、ホームページによる情報

提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、困難な状況に陥りやすい性的マイノリティや、その家族等を支援する専門相談及び当事者交流会を実施した。

今後も、性的マイノリティが抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性についての一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、ユニバーサルデザインの理念普及や県民の理解向上に努めた。

令和3年度に策定した「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」（令和4年度から令和7年度）に基づき、引き続き、心のUDを促進する講座の実施及びユニバーサルデザインの先進的な取組や魅力的なサービス等の情報発信により、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる心のUDの視点を、重点として展開していく。

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や差別的対応など、人権が脅かされる事例が問題となっている中、『静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション』に基づき、庁内関係課と連携して誹謗中傷等の未然防止等に取り組んだ。

（3）多彩なライフスタイルの提案

＜魅力的なライフスタイルの創出＞

コロナ禍により人々のライフスタイルが変化する中、新たな働き方など新しい生活様式に対応した住まいづくりが、求められている。豊かで広い暮らし空間を実現するため、「豊かな暮らし空間創生事業」、「仕事のある住まい」、「空き家の利活用」の3つの事業に取り組んだ。

「豊かな暮らし空間創生事業」では、生活空間が広い、敷地内の緑化の充実など、一定の条件を満たした住宅について、令和3年度は46区画認定し、豊かな暮らし空間の実現を推進した。

「仕事のある住まい」では、テレワーク対応リフォーム補助により、住まいにおけるテレワークの実装の促進を図った。

また、静岡らしい自然豊かでゆとりある職住一体の住まい「プラス〇の住まい」についてロゴマークを作成し、「プラス〇の住まい」の普及・啓発を図るとともに、静岡文化芸術大学と連携して住まい方の研究を進め、令和3年度は県内6地域を調査の上、それぞれの魅力ある住まい方の提案をいただいた。今後はそのアイデアを専用サイトやパンフレットで紹介していく。

「空き家の利活用」では、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内7か所でワンストップ相談会を開催したほか、県外居住者向けにオンライン相談会を、3回開催した。また、広くて優良な住宅の利活用を促進させるため、県版空き家バンクの創設や、バンク登録空き家への住み替え支援として、建物状況調査や移転費の補助制度の創設に向け、準備をしている。

あわせて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住改善等の多様な手法により再生整備を進めている。令和3年度は、3団地230戸の建替事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を的確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など、多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、低炭素・循環型社会の実現に向けて、県営住宅の省エネルギー対策等を進めていく。

「花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか」を目指し、「静岡県緑化推進計画」に基づき、(公財)静岡県グリーンバンクが県民参加で行う環境緑化事業に支援し、地域の緑化コーディネーターを養成する講座や、住民参加による園庭・校庭等への芝生化を行った。

今後も、(公財)静岡県グリーンバンクと連携するとともに静岡県芝草研究所による研究調査と普及啓発を進め、適切に管理された芝生地の拡大に取り組んでいく。

移住・定住を促進するため、コロナ禍においても移住者の相談に対応するオンライン移住相談会の開催、「移住・就業支援金制度」のPR、動画等を活用した情報発信に加え、令和3年度は、「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」の静岡窓口(静岡県庁内)に新たに移住コーディネーターを設置して、相談体制を充実するとともに、LINEの活用等による更なる情報発信の強化に取り組んだ。

このような取組を通し、令和3年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が1,868人、移住相談件数が11,641件と、いずれも過去最高となった。

今後も、SNSを活用した情報発信やオンラインを活用した相談対応など、移住希望者のニーズに合わせた取組を強化していく。

＜持続可能な社会の形成＞

改定版「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（緩和策）に基づき、県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。令和4年3月に2050年までの脱炭素社会の実現を目指す「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定したほか、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」（適応策）に基づき、普及啓発や県気候変動適応センターによる情報提供等を実施した。

さらに、環境学習に関する情報発信等による学習機会の確保や、環境教育・環境学習に取り組む各主体の協働の促進に取り組んだほか、環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーや、優良事例を表彰するビジネスアワードを開催し、県内における環境ビジネスの普及・拡大を図った。

引き続き、持続可能な社会の構築に向け、気候変動対策を推進するとともに、環境教育・環境学習の充実、環境ビジネスの振興を促進するため、情報発信や普及啓発事業に取り組んでいく。

「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、地球規模での海洋汚染が懸念される海洋プラスチックごみの防止を目指す「6R県民運動」をはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の行政代執行等を実施した。なお、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の計画期間は令和3年度をもって満了となることから、その進捗状況を分析しつつ新たな課題に対応するため令和4年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定した。

目標達成には一層の取組が必要であるため、引き続き、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでいく。

不法投棄対策では、行政機関の監視・パトロールに加え、県内の民間団体と締結する「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を活用した“監視の目”を増やす取組を推進している。

引き続き、不法投棄の撲滅に向けた、未然防止や早期発見対策に取り組む、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指す県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

快適な暮らしの基盤である水、大気等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、水質調査、大気環境の常時監視、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、静岡・山梨両県で富士川の豊かな水環境の保全に係る覚書を締結するとともに、両県及び国土交通省が連携して、富士川水系の水質等の調査を実施した。

生活環境や自然環境等に影響を及ぼすおそれのある大規模開発事業については、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を通じて、事業者環境影響の回避又は低減を求めた。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策による水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の給水制限に至る状況を回避した。

今後も、関係者間の調整による水資源の確保や、水道事業者間の広域的な連携を推進し、水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

リニア中央新幹線整備については、トンネル工事により、大井川の貴重な水資源と世界が認める南アルプスの豊かな自然環境が、失われることにならないよう取り組んだ。

引き続き、大井川の水資源利用と南アルプスの環境保全に関する県民の懸念・不安が払拭されるよう、JR東海との対話を進めていく。

(4) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

<文化芸術の振興>

富士山を適切に保存管理し、後世へ継承するため、「富士山憲章」に基づき、富士山の環境保全対策に取り組んだ。

環境負荷の軽減に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮したうえで、清掃活動や環境保全活動に対する助成等を実施した。

また、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去や侵入防止対策を実施した。

今後も、県民・企業・NPO等との協働による環境保全活動を通じ、富士山への関心と理解を高めていく。

<美しい景観の創造と自然との共生>

県内における生物多様性の保全に関する県の基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図るため、生物多様性に関するシンポジウムを開催した。

また、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」

において、戦略的に掲げる取組の進捗管理を行った。

県内における生物多様性の次世代への継承に向け、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づく野生動物の保護管理のほか、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

植生の劣化など生態系に深刻な影響を与えているニホンジカについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、管理捕獲による個体数の調整に取り組んだ結果、過去最多となる14,603頭を捕獲した。

今後もニホンジカの個体数を適正に管理するため、計画に基づいた捕獲を推進していく。

科学的な知見に基づき環境の保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスモデル」の構築に向け、「南アルプスを未来につなぐ会」や、「南アルプス学会」を発足、設立したほか、今後は「南アルプスみらい財団」を設立し、既存組織と連携を図りながら、南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐための取組を進めていく。

コロナ禍においても、県民の自然とのふれあいを推進するため、遊木の森の屋外手洗い場の設計など、自然ふれあい施設における安全な水の供給や、森づくり活動における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめたリーフレットを配布するなど、安全・安心な新しい「自然とのふれあい」「森づくり」の普及に取り組んだ。

今後、コロナ禍で生じた屋外活動への新たなニーズも含め、より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、自然ふれあい施設の計画的な整備や、多様な層に向けた森づくり活動への参加促進などに取り組んでいく。

令和3年度主要施策成果説明書

スポーツ・文化観光部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

- (1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。
- (2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。
- (3) 障害に対する理解と相互交流の促進のため、障害者スポーツと文化芸術活動の振興を図る施策を展開した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

ア 安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和53年度の60,058人をピークに、令和3年度には21,914人まで減少している。しかしながら、幼児期の教育は、これからの社会を支える人材の育成はもとより、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実が必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組を支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

地域ぐるみ、社会総がかりの教育の推進のため、「総合教育会議」を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置している「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催するとともに、実践委員会の施策提案機能の強化を図るために令和2年度に設置した「才徳兼備の人づくり小委員会」を開催し、

実践委員会へ「地域と連携した高等学校教育の在り方に関する報告～地域連携の仕組みづくりと人口減少を見据えた高等学校教育の推進～」を提出した。

また、平成30年3月に策定した「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」のいずれも令和3年度が最終年度であることから、令和4年度から令和7年度までを対象期間とする新たな大綱及び基本計画を令和4年3月に策定・公表した。

基本計画の進捗状況の評価においては、最終年度に当たり、課題や施策の方向性を整理するとともに、取組の進捗について総括評価を実施し、新たな基本計画の策定に反映した。

今後も、教育委員会等関係部局と連携し、総合教育会議での合意事項等の具現化や基本計画に基づく取組を推進していく。

さらに、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するため、市町等を通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

引き続き、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

令和3年度の私立高校の生徒数は31,599人で、本県の高校生の34.5%を占めるなど、私立学校は公教育の一端を担っており、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教育の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を実施した結果、令和3年度のスクールカウンセラー配置校比率は、100%に達している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現

ア 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

社会人を対象とした学び直し、キャリアアップを図る仕組みを構築するため、産学官による「リカレント教育検討会議」を設置・開催した。

今後は、検討会議に作業部会を設置し、モデルプログラムを作成していく。

イ 次代を担うグローバル人材の育成

日本人学生の海外留学を推進するため、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や、文部科学省・日本学生支援機構「トビタテ！留学 JAPAN」制度を活用した産学官連携による支援に取り組んだ。また、外国人留学生の受入れを促進するため、インドネシアの高校生に対し、オンラインで県内高等教育機関等における優れた研究や本県の魅力を紹介するなど、将来の本県への留学意識の醸成を図った。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国の規制状況を踏まえつつ、日本人学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを促進する取組を進めていく。

子どもたちが自らの能力を更に伸ばすきっかけの場として、県内の中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等を行う「未来を切り拓く Dream 授業」を開催した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、前期（オンライン）、後期（対面）に分けて開催することとし、当初予定していたカリキュラムを概ね実施することができた。

また、過去の未来を切り拓く Dream 授業の参加者による同窓会を初めて開催した。

今後も、子どもたちの優れた能力を更に伸ばす取組を進め、日本や世界に貢献できる人材を育成していく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。

両大学の自律的・効率的な大学運営を支援するため、公立大学法人の業務実績の評価を行うとともに、それぞれの強みを活かした質の高い教育・研究活動を展開していくため、財政支援を行っている。

今後も、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元については、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、同コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

(3) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア スポーツの聖地づくり

東京 2020 大会自転車競技の成功に向け、感染症対策を徹底し、聖火リレー、ライブサイト等の運営を行ったほか、イベント開催等による機運醸成、ボランティアによるおもてなし、交通輸送対策等を実施した。コロナ禍での国際大会運営参画による知見の蓄積に加え、本県ゆかりの選手の活躍により県民が改めてスポーツの力を実感するとともに、共生社会の実現に向け多様性への理解促進を図った。

ラグビーワールドカップ 2019 の開催成果を次世代に継承するため、「ラグビー聖地化検討会」での議論を踏まえ、小笠山総合運動公園人工芝ピッチのラグビーゴール設置等ラグビー環境の充実を図り、大会・合宿の誘致による拠点化に取り組むとともに、エコパラグビースクールの実施や、日本代表戦誘致等による裾野拡大・ファン拡大によりラグビー文化の醸成を図った。

これら大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承しつつ、日常におけるスポーツ振興への転換による「スポーツの聖地づくり」を推進するため、本県のスポーツ関連施策の体系を整理し「静岡県スポーツ推進計画」を令和 3 年度末に改定した。

「サイクルスポーツの聖地」の実現に向け、サイクルスポーツ振興関係者で構成する「サイクルスポーツの聖地創造会議」の助言を受けながら、社会情勢の変化等に対応した「第 2 次静岡県自転車活用推進計画」を令和 3 年度末に策定した。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催効果を継続させるため、競技団体や施設所有者等の関係者で組織したレガシー推進委員会で検討された方針に基づき、日本サイクルスポーツセンターについて、強化・育成拠点としての地位確立や大会等の開催を目指すなど、サイクルスポーツのレガシー創出に向けて取り組んだ。

本県では、国民体育大会における総合成績 8 位以内を目標に掲げ、各競技団体に対して強化合宿・県外遠征等に対する助成を行っている。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で国民体育大会は中止となった。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞していた各競技団体の強化活動を再開するため、ICTを活用した取組を支援した。

今後は、国体男女総合成績目標 8 位を尊重しつつ、国体出場種目数を増やすため、特定競技に偏ることなく、幅広く競技力の向上を図ることに力

を入れるとともに、ジュニア世代の発掘・育成・強化に向けて、継続的な取組を展開していく。

イ 文化芸術の振興

令和3年度までの第4期文化振興基本計画の成果(アーツカウンシルしずおかの設置、「演劇の都」構想の策定、子どもを対象とした事業の確立)や課題等を踏まえ、令和4年度からの今後4年間を見据えた第5期文化振興基本計画を策定した。

東京2020オリンピック・パラリンピック文化プログラムを県内で推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と共催する「全国的プログラム」及び、静岡県文化プログラム推進委員会が企画し、本県ならではの文化資源を活用する「県域プログラム」を実施した。

また、文化プログラムの支援の仕組みを継承した「アーツカウンシルしずおか」が、地域資源の活用や社会課題への対応を図る住民主体の創造的な活動を公募し、経費の一部を助成するとともに、専門家による助言等の支援を実施した。

県民が文化芸術に触れる機会の拡充については、次代を担う子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する「ふじのくに子ども芸術大学」や、広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供する「ふじのくに芸術祭」等を開催し、多くの県民に参加していただくとともに、県立美術館の展覧会、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップでの文化事業、SPACの舞台公演などを通じて、県民が文化に親しむ機会を提供した。

また、演劇をテーマとした本県文化の活性化を図るため、令和3年7月に「演劇の都」構想を策定し、SPAC演劇アカデミーをはじめとした各種施策を展開した。

今後、第5期文化振興基本計画に基づく各種の文化振興施策を推進していく。

アーツカウンシルしずおかが、社会の様々な分野でイノベーションが生まれる住民主体の創造的な活動への支援を引き続き実施するとともに、県立美術館を始め、グランシップ、市町文化施設等による文化芸術の鑑賞機会やふじのくに芸術祭での発表機会等の提供を行う。また、子どもが文化と出会う機会を充実していくため、SPACの中高生舞台芸術鑑賞事業に加え、県内プロオーケストラ等が学校やホール等で行うアウトリーチ事業の拡充を図る等、子どもが文化を体験し、参加できる環境づくりを進めて

いく。

東静岡周辺地区は、東静岡駅南北が一体となり、多様な交流と賑わいを生み出す「文化とスポーツの殿堂」の形成に向けた取組を進めてきた。

静岡市との「県・市連絡調整会議」により、南北公有地の活用を図るための協議、調整等を行った。また、静岡県立大学と連携し、賑わいの創出につながるオープンカフェや動物ふれあいイベントなどの実証実験を実施した。

今後も、静岡市との連携を図りながら、南北公有地の相乗効果を生む利活用について検討するなど、東静岡周辺地区の整備を進めていく。

世界遺産富士山については、日本国政府がユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書に記載した事項を着実に実施した。引き続き関係者と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士登山における安全対策については、令和2年度にとりまとめた新型コロナウイルス感染症対策に基づき、登山者の検温及び体調チェック、登山道の混雑箇所への安全誘導員の配置など、安全安心な富士登山のための取組を実施した。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、富士登山に関する安全対策を徹底する。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設である「富士山世界遺産センター」において、巡礼路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した。

(令和3年度の来館者数は、8万8,843人)

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく諸活動を展開していく。

韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、日本国政府が令和元年にユネスコ世界遺産センターへ提出した保全状況報告書が令和3年7月の第44回世界遺産委員会で審査された。決議では、韮山反射炉に対する個別の特記事項はなく、長崎県の端島（軍艦島）等での徴用工問題について日本政府による説明が十分でないことへの懸念が示され、ユネスコ世界遺産センターへの報告書を更新のうえ、令和4年12月1日までに提出するよう要請された。

今後は、内閣官房が中心となって取り組む保全状況報告書に対し、関係自治体等とともに適切に対応していく。

文化財の保存・活用については、「文化財保存活用サポートセンター」が中心となり、市町の文化財保存活用地域計画の作成支援を行うとともに、「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」認定制度に加え、表彰制度の創設などの人材育成の取組や「しずおか文化財ナビ」等による情報発信の取組を進め、「静岡県文化財保存活用大綱」の具現化に努めた。あわせて、県指定文化財の新規指定を行うとともに、所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業等に対し助成を行った。

また、ふじのくに文化財オータムフェアを実施し、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近に文化財に触れる機会を提供し、令和3年度は28万9,292人に参加いただいた。

さらに、「静岡県埋蔵文化財センター」において、国・県の開発事業に伴う発掘調査を実施するとともに文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、文化財の展示、講演会や体験学習などの学びの場を提供した。

今後も関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

(4) 世界の人々との交流の拡大

ア 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限に伴い、令和3年度の延べ宿泊者数は1,309万人泊と、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で引き続き厳しい状況が続いている。

コロナ禍により大きく落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、感染状況を踏まえながら、旅行者と受入施設双方の感染対策を徹底し、県民や近隣県を対象とした観光促進事業「今こそ！しずおか!!元気旅!!!」を実施した。また、県内の宿泊施設での安全安心な受入体制を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度」を創設するとともに、当該認証施設の感染防止対策や、コロナ禍における旅行者の行動変容により生まれた新たな需要の取り込みに向けた前向きな投資を支援した。引き続き、国の補助制度等を活用し、本格的な回復に向けた観光促進事業を機動的に展開することで、更なる観光需要の喚起を図っていく。

また、旅行形態の個人旅行へのシフトや、インターネット等が情報源の主流となっていることから、旅行者のニーズや属性を踏まえたマーケティングやデジタル技術の活用を一層進める必要がある。このため、観光施設等のデータを収集・蓄積し、旅行者への効果的な情報提供と、観光事業者による旅行商品の開発促進や効果的なプロモーション等に活用するための観光デジタ

ル情報プラットフォームを構築した。開発した観光アプリにより効果的に旅行者データを収集するため、アプリ独自の特集記事を作成するなど、コンテンツの充実を図るとともに、観光におけるデジタルマーケティングを促進するため、市町等を対象としてデータサイエンティストによる観光DXに関するセミナーを開催した。

駿河湾フェリー事業については、一般社団法人や環駿河湾地域の3市3町等と一体となって、運賃半額キャンペーンや県内外への情報発信などの利用促進に取り組んだ。

歴史・文化資源を活用した広域連携事業については、本県ゆかりの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」「どうする家康」が放送される機会を捉え、誘客に向けた資源調査や市町、関係団体等と連携した誘客施策を展開した。

今後、「静岡県観光基本計画」における「しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出」、「将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化」及び「訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進」の3つの基本方針に基づく施策を推進することで、誰もが幸せを感じられる観光地域づくりを進め、「心の豊かさ」と「持続可能な地域社会」を実現していく。

イ 交流を支える交通ネットワークの充実

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、年間を通じて国内線は全路線で欠航・減便が生じ、国際線は全便欠航が続いたが、国内定期路線を運航する航空会社に対する運航支援や、新しい生活様式に対応した開放型・分散型ツーリズムの推奨等による旅行需要の喚起を図ったことにより、富士山静岡空港の利用者数は、過去最低であった令和2年度比60.7%増の、約18万8千人となり、回復傾向が見られた。

今後も、路線の維持・安定化のため、航空会社の運航を促す支援策を実施するとともに、航空需要の回復・多様な交流の再興に向け、ビジネス、個人・小グループといったターゲットに応じた利用促進や多様な旅行目的に対応した情報発信、旅行商品づくりの働きかけなど、新しい生活様式等に対応したイン・アウト双方の旅行需要の喚起や、教育旅行による利用拡大等を図っていく。

運営権者が行った令和2年度の事業に対し、モニタリングを実施し、適切に事業を実施していることを確認した。

また、空港の安全運用を図るため、滑走路端安全区域（RESA）の確保に向けた調査、設計及び工事を実施した。

加えて、空港西側県有地の公募条件整理に向けた現地視察を行うことに備え、自然エネルギーゾーンに容易にアクセスできるよう通路整備を実施

した。また、空港旅客ターミナルビル3階に山梨県と「ふじのくに 空のしおり -3776-」をオープンし、運営を行った。

さらに、空港周辺的生活・自然環境の保全対策を適切に行うとともに、空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進のため、地元市町が実施する空港周辺地域の賑わいを創出する取組等を支援した。

(5) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

ア 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

スポーツ活動を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ応援隊による普及啓発や競技会の開催等に加え、パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの体験機会の拡大を図る取組を実施した。引き続き、障害のある人がスポーツに親しむ機会の提供を支援し、障害者スポーツの裾野拡大に取り組んでいく。

障害のある人の文化芸術活動やその支援者等を支援するため、県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営のほか、企業等が障害のある人の作品を有償で借り受け、レンタル料の一部を作者に還元するモデル事業「まちじゅうアート」に取り組んだ。今後も、文化芸術活動の振興を通じて障害のある人の社会参加の促進を図っていく。

令和3年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

健康福祉部では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療提供体制の確保やワクチン接種の促進をはじめ、医療機関や社会福祉施設等における感染拡大防止のための施設・設備の整備や、感染症の影響により生活に困窮した人への支援などの取組を進めてきた。

また、「県民の『幸福』と『安らぎ』を築くため、安定した生活を支える健康福祉を実現」を基本理念とし、静岡県の新ビジョンに基づく「安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸」、「地域で支え合う長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現」、「安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」、「安全・安心な生活を支える危機管理」の7つの柱による諸施策を推進した。

ア 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要とときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究成果を活用した科学的知見に基づく健康施策の推進に県民総ぐるみで取り組む。

イ 地域で支え合う長寿社会づくり

急速な少子高齢化や地域における人と人のつながりの希薄化などから、医療や介護、生活支援に対する需要の増大とともに、地域の生活課題の多様化、複合化が進んでいる。このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の生活課題を「我が事」と捉え、一人ひとりが社会に参加し支え合う「地域共生社会」の実現が求められている。

また、福祉施設を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染者発生後の支援を進め、業務継続を図る必要がある。

このため、在宅医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを推進し、様々な生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築を進めるとともに、コロナ禍における福祉施設の感染防止対策の徹底と人的・物的な業務継続の支援に取り組む。

ウ 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害や障害のある人に対する正しい理解について県民への浸透を図るとともに、多様な障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

エ 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から収入が減少し、生活困窮に陥る人が見込まれることから、緊急的な支援の対応が求められる。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響に特化した生活福祉資金の緊急支援に取り組むとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないように、多様な主体の連携による支援の強化や相談体制の充実を図るなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

オ 安心して出産・子育てができる環境づくり

若い世代が結婚して家庭を持つことに憧れを抱き、子どもを生みたいと希望する県民がその願いをかなえられるようにするためには、安心して子どもを生み育てられる環境の整備が不可欠である。

このため、「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、社会全体で子育てを応援する意識の向上を図るとともに、保育サービス・幼児教育の充実、子どもや母親の健康の保持・増進により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。

カ すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

キ 安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するための医療提供体制を確保するとともに、昨今増加している自然災害等に対処するため、医療体制の整備や災害後の県民生活の支援体制の確保を進める。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)
(静岡県感染症・結核予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン) (ふじのくに食育推進計画)	
(静岡県歯科保健計画)	

(主要な事業の実績)

(1) 医師確保対策の推進

平成 22 年度に設置した「ふじのくに地域医療支援センター」や平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国で最大規模の医学修学研修資金を貸与しているほか、県内外 9 大学に全国最多の 65 枠の地域枠（令和 4 年度入試）を設定するなど、医師の確保及び地域偏在の解消に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、令和 3 年度末までの利用者の累計が 1,400 人を超え、このうち、県内での勤務者が前年から 49 人増の 627 人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者に対して、県内勤務の意識醸成を図る目的で県内医療関係者との意見交換会を開催するほか、ふじのくにバーチャルメディカルカレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成や複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、令和 2 年度には高齢医師等の活躍促進を目的として、県医師会と連携して県内での就業を希望する医師と県内各病院とをつなぐ「静岡県ドクターバンク」事業を開始した。このほか、浜松医科大学や県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、医師の確保とその定着のための施策を推進している。

このほか、令和 6 年 4 月から適用される医師の時間外労働規制に対応するため、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画に基づく総合的な取組を実施する病院への支援を行った。

(2) 看護職員確保対策の推進

高齢化や疾病構造の変化に伴う訪問看護、高度専門医療に加え新型コロナウイルス感染症への対応など、医療需要の増大や多様化により看護師不足が継続している中、県看護協会（ナースセンター）等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援による養成力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業

促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、勤務環境改善計画策定病院への支援による離職防止、ナースセンターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上、看護職員指導者等養成による看護教育の内容の充実と質の向上に重点的に取り組んだ。

(3) 救急医療に係る体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため、2機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターの運営費を助成するなど、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

(4) 在宅医療提供体制の整備の取組

団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援した。

また、訪問看護出向研修支援事業により、病院と訪問看護ステーションの連携を強化するなど、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

(5) がん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画（平成30年3月策定）に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、AYA（Adolescent and Young Adult；思春期及び若年成人）世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

また、第3次静岡県がん対策推進計画の中間評価を行い、令和4年1月に報告書を公表した。

(6) 難病対策の推進

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、令和3年11月から338疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施し、医療従事者を対象とした研修を開催して人材育成を図った。

(7) 循環器病対策の推進

令和元年12月1日施行の「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき、静岡県循環器病対策推進協議会を設置・開催のうえ、令和4年3月に静岡県循環器病対策推進計画（計画期間：令和4～5年度）を策定した。

(8) 国民健康保険の運営

国民健康保険の制度改革により、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として静岡県国民健康保険事業特別会計を設置し、市町とともに安定的な財政運営を行っている。

また、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めた。

さらに、保険者努力支援制度等を活用して、国保ヘルスアップ支援事業の実施など、市町の保健事業等の支援を実施した。

(9) 健康長寿日本一に向けた取組

第3次ふじのくに健康増進計画に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、⑤重症化予防対策を柱とする健康長寿プロジェクトの推進のほか、民間企業との協働により、しずおか健幸惣菜の普及に取り組んだ。

また、静岡県受動喫煙防止条例（平成31年4月1日全面施行）に基づいた、飲食店における標識掲示を推進するなど、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に取り組んだ。

(10) 社会健康医学の推進

令和3年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学の運営の支援、施設改修等を着実に実施するとともに、健康寿命の更なる延伸に向け、社会健康医学研究を大学に委託して実施した。

また、本県の健康課題である、脳血管疾患、認知症、フレイルや、その背景にある生活習慣病などの原因究明、予防方法の開発、研究成果の社会実装による県民の健康づくりを目指す「静岡多目的コホート研究事業」を賀茂地域で開始するとともに、脳卒中の予防に関する講演会をオンライン配信するなど、社会健康医学研究の成果や知見の普及啓発を図った。

(11) (仮称) 医科大学院大学の設置に関する検討

医師の確保や医療水準の向上に向けた対策として、医師にとって魅力のある教育・研究環境を提供する医科大学院大学の設置を検討していくこととし、令和4年3月に1回目の準備委員会を開催した。

(評価、課題及び改善)

地域の医療提供体制については、静岡県保健医療計画等に基づき整備を進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議のもと、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

令和3年度は第8次静岡県保健医療計画の中間見直しを実施し、6疾病・5事業

の医療体制構築に係る国の指針等を踏まえた見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症対策の見直しを実施した。

医師確保は本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めており、国の調査によれば、本県の令和2年12月末の医師数は7,972人と、平成30年12月末時点と比べて282人増加している。医師数の全国順位は平成30年から1位上昇して10位であり、増加数282人は本県の医学修学研修資金貸与開始（平成19年度）以降、最多であった平成30年の286人とほぼ同じである。また、人口10万人当たり医師数は、令和2年12月末で219.4人であり、平成30年12月末時点（210.2人）と比べて9.2人（4.4%）増加し、全国順位は平成30年と同じ40位であるものの、全国増加率（4.0%）を上回った。

しかしながら、国が示す医師偏在指標においても、本県は全国39位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として医師不足の状況にある。

このため、今年度も医学修学研修資金の活用のほか、教育委員会との連携の下、高校生を対象として医学部合格者や若手医師による講演会等を開催し医師となる動機付けを図るなど、引き続き医師の増加と県内への定着促進、地域偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、養给力強化、離職防止・定着促進、再就業支援、看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進しており、国の調査によれば、令和2年12月末時点の人口10万人当たり看護職員数は、1,065.8人と平成30年12月末時点と比べて37.4人（3.6%）増加し、全国増加率（2.3%）を上回った。

また、平成31年4月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、これまでに26人が国家試験に合格し、県内で就業した。

高齢化や疾病構造の変化等に伴う訪問看護や高度専門医療、新型コロナウイルス感染症への対応など、看護職員の需要が増大する一方で、厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。

また、国が令和元年10月に公表した令和7年の看護職員需給推計では、看護職員の不足が見込まれていることから、引き続き、養成施設の運営支援による養给力強化、看護職員修学資金の活用による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、感染症に対応する看護師の養成等による看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。

救急医療提供体制の整備については、県内11か所の救命救急センターの運営を支援し、安定した救急医療を提供しているほか、全国に先駆けて2機体制の運航を実現しているドクターヘリについて、令和3年度は2機合計の出動回数が年間1,160回となるなど、県内の救急医療やへき地医療に大きな効果を発揮している。

在宅医療提供体制の整備については、在宅医療に特化する診療所の増加などにより、訪問診療を受けた患者数は年々増加しているが、医師の高齢化等により、訪問診療を実施できない医療機関が多いと考えられる。高齢化の進行に伴い、在宅医療等の必要量は増加することから、更なる参入を促すよう訪問診療を実施する診療所

への支援や在宅医療に取り組む医師の拡大に取り組んでいく。

がん対策については、平成30年3月に策定した第3次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診受診率及び精度管理の向上、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進、小児・AYA世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活を続けることができる地域づくりに努める。

難病対策については、令和3年11月1日から対象疾患が5疾患追加され338疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組んでいく。

また、難病医療協力病院や難病診療分野別拠点病院の新規指定等により、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介・逆紹介を推進するとともに、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

循環器病対策については、令和4年度以降、新たに策定した静岡県循環器病対策推進計画に基づき、「健康寿命の延伸」、「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に、循環器病の発症から専門的治療開始までの迅速化や医療機関の連携に向けた取組を進めていく。

国民健康保険については、県が財政運営の責任主体として、市町とともに国民健康保険の運営を担い、保健事業支援や保険料（税）収納率向上対策、診療報酬明細書（レセプト）点検調査等による医療費適正化対策等の助言・指導を行い、令和2年度の国民健康保険の財政収支は、全市町国保が黒字であった。

引き続き、財政基盤の強化による健全な事業運営を図るため、国保運営方針連携会議の開催など市町等との定期的な協議を行いながら、円滑な制度運営を行っていくとともに、国保改革の目的の深化を図るため、保険料水準の統一に向けた検討を進めていく。

健康長寿日本一に向けた取組については、健康長寿プログラム、健康マイレージ事業が全市町で実施され、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組は着実に普及している。

また、禁煙・分煙・喫煙可の標識を掲示する飲食店が75%を超え、受動喫煙防止対策の効果がみられる。

今後は、人工透析になる原因の一つである糖尿病性腎症を予防するため、歯科と内科の連携体制を強化するなど糖尿病の重症化予防も積極的に行うほか、しずおか健幸惣菜の普及に取り組むため、食塩量やエネルギー等の基準を満たしたメニュー・商品を積極的に提供・販売する企業等のパートナー登録を推進する。

さらに、全国に比べて多い脳血管疾患を防ぐため、脳血管疾患の要因である高血圧対策に取り組んでいく。

社会健康医学の推進については、静岡社会健康医学大学院大学の研究成果の社会実装や本県の健康課題の解決に向けてより効果的な取組を進める「ヘルスオープン

イノベーション静岡」を活用し、科学的知見に基づく生活習慣病の予防に取り組んでいく。

（仮称）医科大学院大学の設置については、令和4年3月の準備委員会の初会合で基本構想を令和5年度に策定する方針を確認しており、今後検討を重ねていく。

2 地域で支え合う長寿社会づくり

(静岡県長寿社会保健福祉計画)(静岡県地域福祉支援計画)

(静岡県保健医療計画)

(主要な事業の実績)

(1) 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳に到達する2025(令和7)年を見据え、市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実に支援した。

また、保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議、圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図りながら、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

(2) 第9次静岡県長寿社会保健福祉計画の推進

地域包括ケアシステムを基本とした地域共生社会の実現を目指し、その実現に向けた施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第9次静岡県長寿社会保健福祉計画」(令和3年度～5年度)に基づき、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」「健康づくりと介護予防・重度化防止の推進」「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」「認知症とともに暮らす地域づくり」「自立と尊厳を守る介護サービスの充実」「地域包括ケアを支える人材の確保・育成」の6つを柱として、市町の介護予防、生活支援などの取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。また、医療、介護の関係者等で構成する地域包括ケア推進ネットワーク会議の「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」において、現行計画の進捗管理を行った。

(3) 支え合いの地域づくりの推進

住民による支え合い活動を促進するため、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた相談窓口の設置のほか、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手としての育成を図った。

(4) 地域リハビリテーションの推進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。

また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に設置した「地域リハビリテーション推進部会」において、医療・介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

(5) 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康長寿のリーダー養成研修や、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会の開催、世代間交流の機

会の創出など、高齢者の社会参加や生きがいを、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

また、高齢者等の社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、地域の通いの場や運動プログラムなどの情報を発信する静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」を開設する等、ICTを活用した健康づくりを推進した。

（6）第4期静岡県地域福祉支援計画の推進

令和3年3月に策定した「第4期静岡県地域福祉支援計画」（令和3年度～8年度）に基づき「共生の意識づくり」「共生の地域づくり」「福祉の基盤づくり」の3つの施策を柱とし、長寿・障害・子ども等の分野別計画と連携しながら、地域福祉活動の推進を図った。

また、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、現状、課題等について情報を共有し、各市町の地域福祉計画に基づく取組を支援した。

（7）包括的相談支援体制構築の推進

少子高齢化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、高齢、障害、子ども、生活困窮等の複合的な課題や、ダブルケア、大人のひきこもりといった制度の狭間の課題が増加しているため、市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、必要な助言等を行うアドバイザーの派遣や、意識醸成を図る地域別研究会の開催を行い、市町の取組を支援した。

（8）認知症総合対策の推進

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）を促進したほか、認知症の本人を地域版の希望大使として委嘱し、認知症の本人による普及啓発活動を強化した。

また、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見・保護するため、関係機関と情報共有等を行う見守り・SOSネットワークの広域連携体制を整えており、行方不明となるおそれのある人の情報の事前登録については、令和3年4月から全ての市町で実施している。

さらに、高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人の就労継続を支援するため、就労継続事例等を紹介するリーフレットを作成し、企業等に周知するとともに、若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターや認知症高齢者グループホームが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

(9) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進を図るため、全市町において権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関が整備されるよう、市町の取組を促す研修や相談窓口の設置、家庭裁判所や専門職等との連携を推進する協議会を開催したほか、成年後見の体制づくりに取り組む市町に対する助成を行った。

(10) 特別養護老人ホーム等の整備の推進

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホームなどの整備を行った。

(11) 福祉施設の感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、多床室の個室化や簡易陰圧装置導入等の施設・設備の整備に73件助成したほか、感染や濃厚接触が確認された際の消毒や衛生用品の購入等に助成し、施設の継続的な運営を実現するための支援を行った。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、感染対策の事例集の作成や職員を対象とした感染症対策研修を実施し、事前の予防対策を講じるとともに、万が一、発生した場合も福祉サービスが継続できるよう令和2年度に設置した「クラスター福祉施設支援チーム」(CWA T(Cluster Welfare Assistance Team))により、速やかに応援職員を派遣する等、施設の事業継続支援を行った。

(12) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局として、医療や介護の関係施設と連携し、患者を支える「地域連携薬局」などを認定する制度が令和3年8月に開始されたことから、県薬剤師会とともに、地域の医療機関とのモデル事業や在宅医療に関する研修等を通じて、特定の機能を有する薬局の増加を図った。

(13) 介護・福祉人材の確保対策の推進

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。

また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しながら開催したほか、社会福祉施設のリモート見学会や、対面とWEBを併用した大学への出前説明会を実施し、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

外国人介護人材の確保を促進するため、介護福祉士を目指す外国人留学生の学費等を支援する介護事業所に対して費用の一部を助成した。

また、県内で働く外国人介護職員の職場定着を促進するため、日本で働く上での不安や悩みに対応する巡回相談を実施するとともに、仲間づくりに主眼を置いた研修交流会を開催した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講

して人材を育成する事業の実施により 121 人の直接雇用を実現するとともに、介護分野における人材のすそ野を広げるため、アクティブシニアが介護の仕事に興味・関心を持ち、介護事業所等への就労のきっかけとなる講座を開催した。

併せて、都合により離職した介護職経験者に向けた研修やマッチングによる復職支援により 106 人の復職を実現した。

(14) 介護職場の労働環境改善の推進

介護事業者の主体的な職員処遇の改善を支援するため、キャリアパス制度導入を進める介護事業所に対して訪問相談を実施するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」に基づき、新たに 103 事業所を認証し、計 392 事業所となった。

介護事業所への I C T 機器の導入支援として、新たに移動支援・排泄支援・コミュニケーション機器を助成対象とし、県内の延べ 408 事業所が活用するなど、介護業務の効率化による職員の負担軽減と安全・安心の向上を図った。

(評価、課題及び改善)

地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会を実現するため、令和 3 年 3 月に策定した「第 9 次静岡県長寿社会保健福祉計画」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。また、「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を 2 回開催し、現行計画の進捗確認を行った。今後も、計画の理念である「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を図るため、市町や医療・介護・福祉の関係団体等と連携し、「誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現」や「在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供」などの各種施策を着実に実施するとともに、市町における地域包括ケアシステムの実現を支援していく。

支え合いの地域づくりの推進については、「壮年熟期」の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を 17 市町で開催し、657 人が参加した。このうち 5 市町では生活支援等のサービスが新たに開始され、9 市町ではサービスの立上げに向けた準備が進んでいる。

また、移動サービスに係る事例報告会には 1,181 人が参加するなど普及が図られ、住民主体の移動支援の実施が 26 市町となった。

今後も、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた助言を行うなど、全ての市町で住民主体の移動支援が実施されるよう市町の取組を支援していく。

地域リハビリテーションの推進については、地域における効果的なりハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中

核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を10人、「地域リハビリテーション推進員」を37人養成した。

また、市町が行う介護予防事業等へのリハビリ専門職の派遣に協力する地域リハビリテーション協力機関は、29機関追加指定し102機関となった。

引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、地域リハビリテーション協力機関を拡大し、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

高齢者の健康づくり・生きがいくりの推進については、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会への参加を促進したが、「すこやか長寿祭・ねんりんピック参加者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、すこやか長寿祭の一部競技やねんりんピックの開催が中止となったものの、3,924人と前年度より増加した。

今後も、しずおか健康長寿財団との連携を強化し、各競技団体や市町とも協力しながら、感染症防止対策を踏まえたスポーツ・文化活動を実施するとともに、新たな種目の導入や、活動への参加機会の拡大等により、競技人口の拡大を図り、高齢者が親しみやすく、高齢者が安心してスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進する。

令和3年12月に開設した静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」では、46種類のご当地体操の動画発信や440か所の「通いの場」等を紹介したほか、「通いの場」等へICTアドバイザーを104回派遣する等オンラインによるICTの活用を支援した。今後も新たな生活様式に対応した健康づくりや社会参加を推進していく。

「第4期地域福祉支援計画」の推進については、住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、『地域共生社会の実現に向けた地域づくりと市町における包括的支援体制について』をテーマに県内3地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状や課題等について情報の共有化を図った。今後とも、市町における地域福祉計画に基づく取組を支援し、地域福祉の一層の推進に取り組んでいく。

包括的相談支援体制の構築の推進については、市町における体制整備を支援するため、アドバイザーの派遣や、地域別研究会を開催した。

今後も、全ての市町において複合的な課題等を丸ごと受け止め、多機関協働により支援する包括的相談支援体制を構築できるよう、人材養成研修や情報提供等を実施し、市町の取組を支援していく。

認知症総合対策の推進については、認知症サポーター等が認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるチームオレンジの設置が19市町となった。

全ての市町におけるチームオレンジの設置に向けて、地域で中心となる人材の養成等により市町の取組を支援する。

全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」等を通じて、引き続き

本人による普及啓発活動を強化していく。

若年性認知症施策の推進については、相談窓口と支援機関との連携を一層強化し、相談体制の充実を図るとともに、就労の継続に向けて、若年性認知症コーディネーターによる企業への訪問支援や、企業等に対する理解促進に取り組んでいく。

行方不明となるおそれのある人の事前登録については、全ての市町で体制が構築された。今後も、市町や警察署をはじめ、関係機関の更なる連携強化に努めていく。

地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを令和3年度までに169人養成したほか、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。

引き続き、市町との連携を強化し、認知症疾患医療センターが地域に出向いて行う集合相談の充実を図るとともに、認知症サポート医リーダー連絡会を開催するなど、認知症の早期発見、早期対応の体制の充実を図っていく。

成年後見制度の利用促進について、令和3年度末の権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備市町数は29市町となっており、2市は令和4年度中に設置予定である。

未設置の4市町については、家庭裁判所と連携して設置に向けた調整を図るほか、単独での設置が難しい場合には広域連携による設置を助言するなど、各市町の課題に応じた支援を行っていく。

特別養護老人ホームの整備定員数は、公募の不調等による整備の見送り等があり、令和2年度目標数19,868人対して、19,560人と目標を下回る結果となった。

特別養護老人ホームは依然として入所希望が多いことから、今後も静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

福祉施設の感染症対策については、これまで様々な感染拡大防止対策を進めてきたが、オミクロン株による第6波では、多くの施設でクラスターが発生したことに加え、多数の感染者が施設内で療養することとなった。

令和4年度についても、引き続き、施設のゾーニングや面会室の整備等、必要とされる施設・設備整備を積極的に進め、利用者、職員双方が安心できる環境整備に取り組んでいく。

また、重症化リスクの高い福祉施設における感染拡大を防ぐため、新たに研修用の動画作成や施設内の感染症対策リーダーを育成するための研修を実施し、事前の予防対策を講じつつ、クラスターが発生し、職員が不足した施設に対しては、応援職員の派遣を行い、業務継続を支援するとともに、今後も、新型コロナウイルス感染症に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制の充実を図っていく。

かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進については、県薬剤師会と協働した研修会の

開催等により、研修受講薬剤師数が前年度から 389 人増加して累計 1,046 人となった。引き続き、県薬剤師会と研修会を開催するほか、医療機関との連携モデル事業により、特定の機能を有する薬局の認定取得を支援していく。

また、県民等に対して、かかりつけ薬剤師・薬局の役割等を周知していく。

介護・福祉人材の確保対策の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響等により福祉施設の職場体験や就職面接会の開催が制限されたことに加え、求人側の求める資格要件等と求職者側の希望する勤務条件等のミスマッチにより、令和 3 年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉分野の就職人数は 667 人に留まり令和 2 年度実績を 30 人以上下回った（就職者数は平成 29 年度から 5 年連続して全国第 1 位）。

引き続き、静岡県社会福祉人材センターを通して求められる人材についての調査や研修を組み合わせながら、マッチングの強化を図るとともに、WEB 等を活用した福祉職セミナーの開催や職場体験事業等により、福祉人材のすそ野の拡大に取り組んでいく。

介護人材の確保については、令和元年時点における県内の介護職員数は 54,310 人と年々増加しているが、今後、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には、約 5,700 人の介護職員が追加的に必要とされることから、引き続き、県民の介護の仕事に対する理解の促進に努めるとともに、就業先として介護の仕事を広く紹介し、現役世代や退職者、外国人介護人材など、多様な人材の新規就労を拡大していく。

特に、外国人介護人材については、新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制が令和 4 年 3 月に緩和され、これまで足止めされていた多くの技能実習生等の入国が見込まれることから、多くの施設・事業所での就労につながるよう支援していく。

介護職場の労働環境の改善については、9 割以上の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいる。

引き続き、働きがいのある労働環境の整備に向けて、優良介護事業所や働きやすい介護事業所の表彰・認証を通じて介護事業所を積極的に PR することにより、介護の仕事と職場としての介護事業所の魅力を広く県民に周知し、職員の定着を支援していく。

また、介護職場の業務効率化を図るため、介護ロボットや ICT 機器の導入に対する支援を継続するとともに、周辺業務を切り分けることによる業務効率化のモデル構築とその普及を図ることにより、一層の業務効率化と職員の定着支援に取り組んでいく。

3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(静岡県障害者計画) (静岡県障害福祉計画)

(静岡県障害児福祉計画) (静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

(静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) ふじのくに障害者しあわせプランの推進

平成30年3月に策定した「第4次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」、「地域における自立を支える体制づくり」の3つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行うとともに、令和4年度からの計画となる「第5次静岡県障害者計画」を策定した。

また、令和3年3月に策定した「第6期静岡県障害福祉計画」、「第2期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

(2) 共生社会の実現のための「合理的配慮の提供」の促進

平成29年4月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。

また、障害のある人への「合理的配慮の提供」促進のため、新しい生活様式における障害のある人への理解促進のための啓発動画の作成や声かけサポーターの養成に取り組んだ。

平成30年3月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などとの協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催したほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつをすることができることを目指す「手話であいさつを」運動や県民向け手話講座への講師派遣等により、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

(3) 重症心身障害児(者)への支援

重症心身障害児(者)が安心して地域生活を送れるよう在宅療育の支援を行うとともに、看護、介護従事者向けの研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し専門人材を養成した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、医療機関に専門家を派遣する事業所の開設支援や、

重症心身障害児（者）を円滑に受入れるため、事業所への講師の派遣を行うなど、受入支援を実施した。

（４）発達障害のある人への支援

発達障害のある人の福祉向上を図るため、福祉施設職員や支援者の支援力向上研修や、小児科医等のかかりつけ医を対象とした発達障害対応力向上研修を実施した。

また、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の２か所体制とし、専門的な支援経験が豊富な民間法人に運営を委託して、より身近な場所で専門的な支援を提供するとともに、発達障害者支援コーディネーターを県内に６人配置し、地域の支援体制の整備を支援した。

（５）精神障害のある人への支援

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組み、新たな疾病であるゲーム障害・ネット依存への対策として、ゲーム障害・ネット依存の基本的理解を深めるためのワークショップや依存者等を対象とした回復支援プログラムを実施したほか、令和３年３月に策定した「ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を普及啓発するギャンブル等依存症フォーラムを開催した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、ピアサポートを活用しながら、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、措置入院者の退院後支援計画を作成し、保健・医療・福祉関係者が連携して支援を行った。

（６）障害のある人への就労支援

障害のある人が経済的に自立できるよう、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とし、雇用機会の確保と工賃向上のための支援を行った。令和３年６月には、令和３年度から３年間を計画期間とする「静岡県工賃向上計画」を策定し、令和５年度までに県平均工賃月額を２万円とする目標を設定した。この目標の達成に向けて、ふじのくに福産品（授産品）の販売を促進するため、事業所にマーケティングや経営の専門家を派遣しての民間の経営手法の導入支援や、魅力ある商品開発を一から支援する「スーパー福産品」づくり、農業生産者と障害福祉サービス事業所のマッチング支援などに取り組んだほか、ウィズコロナの新しい生活様式に対応した販路拡大を図るため、福産品のオンライン販売のためのＥＣサイトの立ち上げやWEB広告による情報発信を行った。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進法」に基づき、全庁を挙げて障害者就労施設等からの物品等の調達に努めたほか、「ふじのくに一人一品運動協力隊」と銘打った県職員等へのセット販売を実施した。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

コロナ禍においても障害のある人の生活支援を図るため、障害福祉サービスを提供する事業所に対し、感染拡大防止のために必要となる衛生用品等の経費の助成を行うとともに、感染者が発生した介護・障害福祉サービス事業所等が、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービスでは想定されないかかり増し経費等に対して支援を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、聴覚に障害のある人に手話通訳者が同行できない場合でも手話通訳することができるよう、スマートフォン等の端末を使って意思疎通を行う「遠隔手話通訳システム」の運用を開始した。

(評価、課題及び改善)

令和3年度の障害福祉サービスの1か月当たりの利用人数は31,737人で、令和2年度の31,025人から着実に増加しており「第5次静岡県障害者計画」、「第6期静岡県障害福祉計画」及び「第2期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は、令和4年3月末現在、267団体であり、目標値は達成できなかったものの、前年度より9団体増加した。引き続き、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害のある人の不便さを取り除く「合理的配慮の提供」の徹底を図るほか、ヘルプマークの理解促進や声かけサポーターの養成に取り組んでいく。

重症心身障害児（者）に対して、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、重症心身障害児（者）等を対象とした医療型短期入所事業所は令和3年度の目標値である15か所に達したが、一部地域では短期入所が可能な施設を確保することが困難な状況があり、また、保護者のレスパイトのニーズも依然として高いため、今後も市町と連携し、短期入所事業所の拡大に取り組んでいく。

医療的ケア児等への支援については、当事者等からの相談に対応し、必要な医療・福祉・教育などの機関へつなぐ「静岡県医療的ケア児等支援センター」を開設するほか、医療・福祉等の必要なサービスを総合的に調整する人材の養成、関係者への情報提供、関係機関との連携体制の構築など、総合的な支援を行っていく。

発達障害のある人への支援については、発達障害者支援センターによる、身近な地域での相談支援の充実を図るとともに、医療・福祉等関係分野の専門人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。また、ライフステージを通じた支援体制の確立のため、児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人への支援については、身近な地域で必要とする精神医療を受け

られるよう、引き続き２次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療拠点となる医療機関の確保に努めていく。

また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議するとともに、支援関係者を対象とした研修やピアサポーターの養成により支援体制の充実を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

障害のある人への就労支援については、福産品のオンライン販売に参加した 20 事業所の販売実績が 7 か月の販売期間で 2,500 件を超え、売上げは 550 万円余と大きな成果を上げたものの、工賃はコロナ禍で影響を受け減少していることから、引き続き工賃向上に向けた取組を進めていく必要がある。

このため、オンライン販売の参加事業所数を増やし、豊富な品揃えによる魅力あふれる EC サイトを展開することで一層の販売促進につなげるとともに、オンラインを活用した商談会による新たなビジネス機会の創出や、一人一品運動協力隊の民間企業の社員等への拡大など、様々な方法で販売機会の拡大に取り組んでいく。

4 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

(静岡県人権施策推進計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画)(静岡県動物愛護管理推進計画)

(主要な事業の実績)

(1) 生活困窮者の自立支援

新型コロナウイルス感染症の影響により増加した相談に対応するため、県所管の郡部(12町)の自立相談支援員を15人配置するとともに、自立相談支援員・事務補助員等の増員の要望があった4市に対して助成するなど、相談支援体制の強化を図った。

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援窓口において、適切な支援につなぐ自立相談支援事業や就労支援事業、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、自立を支援するとともに、WEBによる相談受付や支援方法等に悩む支援員を支えるため医療・法律・福祉などの専門職による相談会を6回開催した。

また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、一定の住居を持たない生活困窮者等に、県職員住宅等の活用による、一時的な生活の場を提供する事業などを実施し、生活再建を支援した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して、県社会福祉協議会と連携しながら、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付を行い、緊急的な生活支援を実施するとともに、生活福祉資金(総合支援資金)の貸付けが終了した世帯等に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給した。

(2) 様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、人権啓発指導者養成講座をWEB配信により開催したほか、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷をはじめとしたインターネット上での人権問題を取り上げた講座やハラスメントに係る企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の更なる高揚を図った。

また、市町が行う隣保館運営等の地方改善事業に対する指導監督により、人権同和对策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を支援し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対し助成を行い、県民福祉の向上に努めた。

さらに、差別的書き込みなど、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害事案を早期発見し、被害者救済に資するため、人権関係団体への委託事業の中で、県内における人権侵害が疑われる情報について監視・報告してもらう事業を実施した。

(3) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・DVDの貸出し等を通して、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだ。

また、人権週間を中心としたテレビ・ラジオのスポットCMや県内鉄道駅や学校等における啓発ポスターの掲出、インターネットやSNSを活用した動画配信広報などの各種啓発活動により、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の防止等の人権への配慮について広報するとともに、市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

(4) ひきこもり対策の推進

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や対応方法等に関する講演会を開催し、普及啓発を図った。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部をNPO法人等に委託し、自宅以外で安心して過ごし、人との交流を図る居場所を県内5か所に設置して、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行ったほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもり当事者が増加しているため、中高年向けの居場所を設置した。

また、地域でひきこもり状態にある当事者やその家族への相談対応をしている支援者を対象として、ひきこもりに関する知識や支援方法の習得を目的とした研修を開催したほか、市町に対してひきこもりについて専門的見地から助言を行うアドバイザーの派遣や、ひきこもり支援体制構築のための会議を行うなど、相談支援体制の整備を推進した。

(5) 自殺総合対策の推進

本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、ゲートキーパーを養成したほか、自殺対策を実施する市町に対し助成等を実施した。40歳未満の若年層を対象として、「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、検索連動型広告を活用した相談窓口の周知等を実施した。

LINE相談については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い不安や悩みを抱える若者が増えるおそれがあったため、前年度と同様に、年間を通じた相談体制を継続することにより若年層対策の充実を図った。

また、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

(6) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画（2021）」に基づき、人と動物の共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図

るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分0（ゼロ）に向けた環境づくりを推進した。

また、動物管理指導センターは施設の老朽化及び今後の動物愛護施策の展開において機能面に課題を抱えていることから、外部有識者を交え「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、新たなセンターの役割、機能、必要諸室及び規模等について検討した。

（評価、課題及び改善）

生活困窮者の自立支援については、県所管の郡部の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。

自立相談支援事業においては、生活困窮者からの相談が838件あり、このうち436件について支援プランを作成して支援した結果、35人の就労が実現した。住居確保給付金においては、延べ258件に対して、合計969万1,800円の家賃相当額を支給し、安心して求職活動を行うことができるよう支援した。引き続き、ハローワーク等、関係機関との連携を強化して、生活困窮者の自立の促進に努めていく。

また、支援員を支えるための医療・法律・福祉などの専門職による相談会を活用し、生活困窮者等からの多様化・複合化する相談に迅速に対応するための取組を県内に展開していく。

就労に向けた準備が必要な人を対象として実施している就労準備支援事業については、合宿型のセミナーと就労体験を組み合わせることで県内3地区で開催したところ、6人が参加し、うち1人が就労に結びついた。参加者には就労意欲の向上が見られるため、今後も関係機関と連携を図りながら、着実にステップアップできるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援の提供に努めていく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する特例貸付については、令和2年3月25日から令和3年度末までに、緊急小口資金を26,054件、46億1,332万円、総合支援資金を16,127件、77億2,638万5千円貸付けし、生計の維持・再建に向けた支援を実施したが、当該貸付制度の受付が延長されたことから、引き続き実施体制を維持し、必要な支援を行っていく。

さらに、生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けが終了した世帯等を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給した。令和3年7月1日から申請を受け付けし、令和3年度末までに、55件、816万円の支給を行った。当該支援金の受付についても、延長されている。

様々な人権に関わる施策及び人権教育・人権啓発の推進については、令和3年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」と感じる人の割合は、39.5%であった。

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷をはじめ、性的少数者や刑を終えて出所した人、さらには、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うロシア人やウクライナ人に対する誹謗中傷等、人権問題の多様化がみられることから、新たに策定した「静

岡山県人権施策推進計画（第3次改定版）」に基づき、引き続き人権啓発指導者養成講座の受講者の拡大や、インターネットを利用したより参加しやすい人権啓発講座の開催等により、人権尊重の意識の一層の普及及び高揚を図るとともに、メディアやインターネット、SNS等による広報を活用し、関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に取り組んでいく。

「静岡県ひきこもり支援センター」の相談件数は、前年度と同じ1,848件となった。ひきこもりは長期化及び高年齢化する傾向にあり、長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き支援センターの周知や個々の相談者の状況に配慮した支援の充実を努めていく。また、ひきこもりの相談業務を行っている支援者を対象とした研修会により支援者の専門性の向上を図るとともに、身近な相談窓口である市町に対して、体制や状況に応じた支援を行い、相談支援体制を整備していく。

令和3年の自殺者数は前年より44人少ない539人であった。自殺者数全体は減少傾向にあるが、若年層の自殺者はほぼ横ばいで推移しているため、若年層向けの電話相談、LINE相談による相談窓口の充実、ICTを活用した相談窓口の周知や教育委員会との連携等により支援の充実を図り、引き続き若年層対策を強化するとともに、経済団体と連携したゲートキーパー養成、遺族支援、大規模災害に備えた自殺対策のほか、メディアを活用した自殺予防に関する情報発信を強化するなど、自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

動物愛護の推進については、犬や猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和3年度は180頭となり、前年度から52.4%減少した。今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していくほか、昨今課題となっている高齢飼い主の増加や多頭飼育者への対応について、飼育放棄等、問題が深刻化する前に支援できるよう、福祉関係者等との連携を強化していく。

また、今後の静岡県の動物愛護施策の拠点となる動物愛護センター（仮称）の整備に向けて、引き続き「人と動物の共生推進のための拠点検討会」を開催し、その整備方針や運営手法について検討を行い、基本構想の策定に取り組んでいく。

5 安心して出産・子育てができる環境づくり

(静岡県子ども・子育て支援事業支援計画)(静岡県次世代育成支援対策行動計画)

(主要な事業の実績)

(1) 家庭・職場・地域における子育て支援の充実

少子化の主な要因の一つと考えられる未婚化・晩婚化への対応として、若者の結婚の希望をかなえるため、県と市町とで、「ふじのくに結婚応援協議会」を設立し、安心な出会いの機会の提供を開始した。

ふじのくに少子化突破展開事業により市町独自の少子化対策を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用した「子育てに優しい企業」の表彰、被表彰企業の取組を紹介する冊子や動画の作成等、仕事と子育ての両立を図る環境整備を推進した。

子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援キャンペーン」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の向上を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(2) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所6施設及び認定こども園10施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を実施した。

また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施した。

さらに、職員に対する相談窓口を設置するとともに、施設巡回支援を行った。

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各市町が実施する母子保健事業を推進するため市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。また、不妊・不育で悩む方への相談や子どもの病気や発達などの各種相談支援事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦に対する検査の補助や先天性難聴児の早期発見等を図るための検査体制の整備などを行った。

さらに、こども医療費助成や、体外受精などの特定不妊治療への助成や一般不妊治療(人工授精)、不育症治療に対する助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

(評価、課題及び改善)

本県の合計特殊出生率は、全庁を挙げて少子化対策に取り組んできた結果、平成16年の1.37を底として緩やかに上昇傾向にあったが、平成28年の1.55をピーク

に減少に転じ、令和3年は1.36となり、過去最低となった。

また、令和3年の出生数も前年より926人減少し、21,571人となるなど、依然として少子化が進行している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により婚姻数も減少していることから、今後、一層出生数が減少する懸念もある。引き続き「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」に基づき、効果的な少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいくほか、少子化の主要因のひとつである未婚化、晩婚化への対応として、男女の出会いの機会の創出や結婚後の新生活までの支援を進め、婚姻数の増加を図っていく。

保育所等の待機児童数は、保育所・認定こども園の施設整備等により1,141人分の定員を拡大した結果、前年から38人減少し23人（令和4年4月1日現在）となった。保育サービスの充実については、待機児童解消に向けて、引き続き市町と連携して、施設整備の実施や保育士の確保を進めていく。

本県の保育所・認定こども園等の保育教諭・保育士数は、前年度より541人増加して14,639人となった。

必要な公的保育サービス受入児童数を確保するためには、保育士の確保と職場定着が課題であり、引き続き潜在保育士の職場復帰支援や、保育士のキャリアアップ研修を実施するとともに、コロナ禍においても、働く保育士等の不安を払拭し、職場への定着を図るため、SNSによる相談窓口を開設し、多くの方が利用できるようアピールしていく。

子どもや母親の健康の保持・増進については、子育て世代包括支援センターを、令和2年度中に全市町に設置することができた。

誰もが安全・安心な妊娠・出産・育児ができる環境を整えるため、全ての対象者の多様なニーズに対応できるよう相談支援を担当する職員の質の向上を行っていくほか、産婦健康診査や乳幼児健康診査等母子保健事業の充実やこども医療費、不育症に関する治療費助成など経済的支援を継続していく。

6 すべての子どもが大切にされる社会づくり

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県ひとり親家庭自立促進計画)(静岡県子どもの貧困対策計画)

(主要な事業の実績)

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、県の児童相談所に児童福祉司を5人増員するとともに、市町の在宅相談支援体制の拠点となる「子ども家庭総合支援拠点」について、設置済市町向けの研修会と未設置市町向けの設置支援研修会を実施した。

児童虐待防止については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を踏まえ、人が集まるイベントを中止し、11月の虐待防止推進月間において、県内の公共施設等9か所をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」やポスター掲示、各地域で施設や企業・店舗にリーフレットや児童虐待防止啓発品を配布するなどの広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

近年、社会問題化しているヤングケアラーについて、支援策の検討に向けて、県内のヤングケアラーに関する実態を把握するための調査を実施した。

ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親サポートセンターによる生活相談や就業支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就業や生活の面で深刻な影響を受けている低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給を始めとした経済的支援に取り組んだほか、より相談しやすい体制を整備するため、LINEによる相談窓口を設置した。

(2) 子どもの貧困対策の充実

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部に居住する子どものいる生活困窮世帯に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。また、生活困窮世帯の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を開催し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や社会的体験不足の解消を図った。

さらに、郡部に居住する生活困窮世帯等の高校生世代を対象に、就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験する、キャリア形成支援の場を提供した。

コロナ禍においては、通所型はビデオ通話や交換日記等を活用し、支援を継続した。

また合宿型については、合宿を1日の体験事業に変更するなどし、社会的に困難な状況下においても必要な支援を継続した。

(評価、課題及び改善)

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組を着実に進めていることから、令和3年度の虐待による死亡児童数は0人となった。引き続き、毎年度0人の目標が達成できるよう児童福祉司等の職員増員や、保護者支援等の専門的な研修を実施して、児童相談所の体制強化や専門性向上を図っていくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進、市町要保護児童対策地域協議会の運営や相談体制の整備を進めるため「子ども家庭総合支援拠点」の設置を各市町に働きかけていく。

ヤングケアラーについては、実態調査の結果から、県内にも存在することが確認された。ヤングケアラーの支援には、早期に発見し、支援に繋げることが課題であることから、ヤングケアラーを発見するための人材育成や市町の支援体制構築の支援、当事者間の交流等ピアサポート活動への支援を実施していく。

令和3年度のひとり親の就職率は28.4%であり、前年度を上回ったが、就職率が低迷している主な要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用環境の悪化のほか、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。引き続き、ひとり親サポートセンターにおける就職先の開拓や、関係機関と連携したきめ細かな就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく。

子どもの貧困対策の充実については、生活困窮世帯の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供により生活・学習支援を行い、令和3年度では、参加者のうち、中学3年生11人全員が高校等へ進学した。

また、高校生世代を対象としたキャリア形成の場の提供を実施し、職業講話や就労体験に加え、大学見学では在学生の経験談を聞くことで、将来を見据えた具体的目標を考え、夢や希望に向けて歩み始める機会を設けることで、参加者6人全員が将来への希望を持つことができた。

子どもの不就労、不就学の理由を見ると、ひきこもり等の個々の課題を抱える事例が多いことから、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援に取り組む市町の拡大に努め、学習支援や訪問活動を通して、保護者自身も主体的に子どもの将来を考えることができるよう、支援を充実していく。

7 安全・安心な生活を支える危機管理

(静岡県肝炎対策推進計画)(静岡県感染症・結核予防計画)

(しずおか食の安全推進のためのアクションプラン)

(主要な事業の実績)

(1) 新しい重大な感染症への対策

富士山静岡空港の開港に伴う国際交流の発展により、海外で発生している鳥インフルエンザやエボラ出血熱などの新興感染症・再興感染症が流入し、県内で発生するおそれが高まることが予測されることから、海外で発生した新型インフルエンザウイルスが国内に持ち込まれ、県内においても感染者が確認された場合を想定した患者搬送訓練等の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響で、訓練の実施を見送った。

新型インフルエンザ対策事業として、国の備蓄方針に基づき、抗インフルエンザ薬を計画的に備蓄しており、タミフル、イナビル及びラピアクタを約16万6千人分更新した。

新型コロナウイルス感染症については、令和3年4月下旬から5月下旬にかけての主にアルファ株による感染拡大期(第4波)では、専用病床や後方支援病院の確保が課題となったため、病床確保計画を見直し、準備病床の即応病床への転換を図るなど、病床確保に努めた。また、更なる病床確保を図るため、緊急時の空床補償単価を通常の1.5倍に引き上げた。併せて、重症患者を一般病床で受け入れた医療機関への支援や、回復患者を受け入れる病床を確保するための空床補償、クラスターが発生した救急実施医療機関等に対する支援を行った。さらに、宿泊療養施設の増設や、県民からの問合せに対応する保健師、看護師の増員などを行った。

7月下旬から9月中旬にかけての主にデルタ株による感染拡大期(第5波)では、病院、施設等でのクラスターの発生や、重症化事例が増加し、病床のひっ迫や、急増した自宅療養者への対応が課題となった。このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく協力要請を発出し、確保病床を534床(8月10日時点)から635床(8月18日時点)に増やすとともに、宿泊療養施設の更なる増設や、自宅療養者等に往診を行う医療機関に対する支援を行った。また、市町との個人情報の提供を前提とした安否確認に関する協定の締結や、医療機関と連携した抗体療法の実施体制の整備を進めた。

令和4年1月上旬以降の主にオミクロン株による感染拡大期(第6波)では、これまでの感染状況をはるかに上回る規模で感染者が発生し、クラスターが同時多発する本格的なパンデミックの状況に陥った。病床のひっ迫とともに、疫学調査など保健所業務のひっ迫も課題となったため、中等症患者の転院促進のための協力金の支給や、宿泊療養施設の増設を行うとともに、保健所への全庁からの応援職員の派遣を行った。

自宅療養者への対応については、第6波において自宅療養者が大幅に増加したこ

とから、健康観察を担う相談員（看護師）の増員と業務効率化による体制強化が課題となった。

このため、県看護協会等の協力により相談員（看護師）を増員するとともに、軽症者が多いことも踏まえ、電話に代えてショートメッセージ斉送信システムを活用し効率化するなど、健康観察体制の継続に努めた。また、体調悪化時に往診や外来診療により治療にあたる協力医療機関を確保するとともに、市町との連携により自宅療養に必要な食料支援や健康観察に応答の無い方への安否確認等を実施することで、自宅療養者が安心して療養できる環境を維持した。

検査体制については、感染の早期確認のための検査体制強化と変異株の確認に伴う監視体制の強化に取り組んだ。また、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、国と連携し、無料検査（飲食、イベント、旅行・帰省における陰性確認等のための検査の無料化）を進めた。

具体的には、帰国者・接触者外来、衛生検査所、発熱等診療医療機関等の検査機器整備を支援するとともに、高齢者施設や医療機関等に対し、軽度であっても症状が現れた場合に迅速に検査が実施できるよう抗原定性検査キットを配布するなど、強化に努めた。また、変異株の種類等を迅速に特定するため、国立遺伝学研究所との連携・協働により、検体の全ゲノム解析による分子疫学調査を実施し、濃厚接触者や感染経路の追跡・推定など、感染拡大防止に活用した。さらに、無料検査について、速やかに事業者の登録を行うとともに、検査費用を助成するなど、積極的に取り組んだ。

ワクチン接種については、国による接種目標の設定（希望する高齢者は令和3年7月末までに1回目、2回目接種を完了等）や、当初想定されていなかった3回目接種の実施、接種間隔の前倒しなどに取り組んだ。

具体的には、市町間のワクチン配分調整や取組状況の共有等による市町の接種体制整備の支援、医療機関におけるきめ細かな接種体制構築のためのインセンティブ制度（支援金）導入、県による大規模接種会場の設置運営、SNSを活用した情報発信等を行い、ワクチン接種率の早期向上に努めた。

その結果、初回接種（1回目・2回目）については、①医療従事者、②高齢者、③基礎疾患患者、④その他の順に実施され、高齢者は令和3年7月末までに、その他の年代は令和3年11月までに概ね完了し、国の目標を達成した（全年代接種率：1回目終了301万人、81.71%（全国順位5位）、2回目終了298万人、80.95%（全国順位5位）、令和4年6月1日時点）。また、令和3年12月1日に開始された追加接種（3回目）については、令和4年6月1日時点で224万人が接種し全年代接種率は60.78%（全国順位23位）となっている。

（2）食品の安全確保対策の推進

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2018-2021）」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して食品

表示の監視指導を実施し適正化を推進した。また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者を対象に HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことから、食品製造業者への人材育成支援など、これまで行ってきた HACCP に沿った衛生管理の導入支援に加え、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を行った。

(3) 大麻・危険ドラッグ撲滅対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

小・中・高校生を対象とした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象とした薬物乱用防止講習会では、オンラインや動画等を活用しながら全ての対象校で開催し、大麻等の薬物の危険性や有害性など、正しい知識の普及に努めた。

また、学生や事業者と連携し、地域・職域における薬物乱用防止活動の充実を図った。

危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物の指定を行うとともに、インターネットの販売サイトから買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

(4) 災害時における医療体制の整備

令和3年7月に発生した熱海市土石流災害への対応を踏まえ、局地災害への対応方針や、JMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療チームとの連携、急性期以降に活動する医療チームの指揮命令系統について保健医療計画の中間見直しに反映し、災害時における医療救護体制の充実を図った。

また、大規模災害時にドクターヘリが迅速かつ効果的に活用できるよう、令和元年度に締結した「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」について、令和3年度から運航を開始した基地病院（1施設）を追加して、中部ブロック8県（静岡県、愛知県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県）及びブロック内ドクターヘリ基地病院10施設にて再締結し、重篤な傷病者等に対する災害時の応援・受援体制の更なる強化を図った。

(5) 避難行動要支援者支援対策・福祉避難所の拡充・被災者への支援

災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町に努力義務化された。また、市町の限られた体制の中で極力早期に個別避難計画を策定するため、市町が優先度が高いと判断した避難行動要支援者については、概ね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされた。法改正対応の推進のため、市町の福祉担当部局・危機管理担当部局を集めて行う意見交換会において、法改正の考え方や推進する上での問題等についての情報共有を行った。

個別避難計画の実効性向上のため、要配慮者の状況をよく知る福祉専門職と、地

域の防災を担う自主防災組織・自治会等の地域コミュニティとが連携して避難計画をまとめる「災害時ケアプラン」の策定については、富士市においてモデル的に計画策定やその検証、横展開のための報告会を実施した。

例年、各市町における防災訓練に参加し、実施内容や課題等を共有するなどして市町の訓練実施の取組の促進を図っていたが、コロナ禍により令和3年度も前年に引き続き市町の訓練が軒並み中止となった。県庁内の訓練も多くは中止されたが、健康福祉部独自の庁内訓練は規模を縮小して医療救護班本部立上訓練を実施し、部内の危機管理機能の強化を図った。

災害対応については、令和3年5月1日に牧之原市などで突風災害が発生したことから、住家に被害を受けた方々への支援を行った。また、7月1日から3日にかけての県東部地域を中心とした大雨による災害では、土石流災害が発生した熱海市に災害救助法が適用されており、県では内閣府との調整のほか、熱海市が実施する救助事務についての支援等を行った。

(評価、課題及び改善)

新しい重大な感染症への対策について、近年は、新興感染症が海外で発生し、国内へ侵入した場合と、国内感染後に拡大した場合の2パターンの想定で、新興感染症・再興感染症対応訓練を実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度に引き続き、令和3年度も訓練の実施を見送ったが、収束に向かっていくことを想定し、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得た経験等を踏まえた訓練の実施を目指していく。

また、新型インフルエンザ対策においても、国の備蓄方針に沿った抗インフルエンザ薬の備蓄を確実に実施している。

新型コロナウイルス感染症については、第4波から第6波まで、年間を通じて3回の感染拡大期を経験したが、様々な機関と連携しながら感染防止対策の実施と医療提供体制の確保に取り組んだ。

第6波において、高齢者施設等でのクラスターが多発したことから、施設の感染対策の徹底や、施設入所者のワクチンの早期接種、施設医等による経口治療薬の投与体制の整備等、施設における新型コロナウイルス感染症への対応力の向上や症状は軽いが身体機能が低下した高齢患者への対応を進める必要がある。このため、医療従事者や福祉施設職員に対する研修などにより人材育成に努めるとともに、従事者に対する定期検査の実施など検査体制の強化や、体調悪化等の相談に24時間体制で対応する窓口の設置、施設医・嘱託医等による経口抗ウイルス薬の投与体制を整備する。

また、新型コロナウイルス感染症が軽快した後も、基礎疾患等の治療が必要な高齢患者等の介助や介護による急性期病院の負担が増加したことから、軽快後も基礎疾患等で入院が必要な患者等に対応する(仮称)「急性期以降の患者受入病院」についても、各圏域で協議の上で整備していく。さらに、3回目接種の効果の減少が想定される令

和4年7月を目途に重症化リスクの高い高齢者等への4回目接種を進めるため、市町との連携により高齢者施設等への早期接種の働きかけを行うなど、ワクチン接種を円滑に行う体制づくりを進めていく。

これらの高齢者対策のほか、宿泊療養施設については、感染状況や施設の利用状況に応じて地域のバランスをとりながら、適切な施設数を確保していく。

自宅療養者への対応については、新たな変異株の特性に対応し、かつ、自宅療養者の急増時にも必要な健康観察を行える体制を整備するため、人員増等による架電能力の強化と協力医療機関の確保を進めていく。

検査体制については、発熱等診療医療機関の指定を進め、発熱患者が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を確保していくとともに、国立遺伝学研究所との連携・協働による変異株の監視体制を維持していく。

ワクチン接種については、他の年代と比較して接種率の低い若年層への3回目接種を進めるため、他のコロナワクチンと比べ副反応が少ないとされるノババックスワクチンの接種体制を確保し、ワクチンの発症予防効果や重症化予防効果、副反応等についての情報発信を行うとともに、各種団体を通じた接種の働きかけを強化していく。

後遺症対策について、医師を対象とした研修の実施などにより後遺症の診療を行う医療機関を増やし、県民への周知を行う。

食品の安全確保対策の推進については、令和3年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は、目標値の80%にはとどかないものの、73.7%となり、県民の信頼度は高まる傾向にある。

一方、県政世論調査の結果から、食の安全に対して判断していない県民の割合が、2割弱存在することから、引き続き、様々な方法や機会を通じて、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

令和3年度の「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、過去最低値である0.8人と毎年度10人以下を達成した。目標達成の主な要因は、大規模な食中毒の発生がなかったことであり、引き続き、1件当たりの患者数が多いノロウイルス食中毒防止対策及び大量調理施設の食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標値の監視率100%を達成した。また、「HACCP導入を支援した食品関連施設数」は、令和元年度から支援の対象を拡大し、令和3年度も目標値400施設以上を大幅に上回る1,277施設を達成した。食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が制度化されたため、今後も新規食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援や、導入後の検証及び施設の衛生管理の状況に応じた助言指導を実施していく。

大麻・危険ドラッグ撲滅対策の推進について、薬物乱用防止に関する講習会は、全ての対象校で開催し、県内の危険ドラッグ販売店舗は、平成26年12月以降存在していない。

一方、大麻の県内検挙者数は、若年層を中心に7年連続で増加し、また、新たな

危険ドラッグは、留まることなく出現している。

そのため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の全校開催を継続することにより若年層に対する教育・啓発を繰り返し行っていくとともに、県条例に基づく知事指定薬物の指定、インターネット上の販売サイトから買上検査を行うなど、違法薬物の根絶に向けて取り組んでいく。

災害時の医療救護体制については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、大型台風や大規模停電など、地震以外の災害の発生状況等を踏まえ、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動要支援者の対応については、災害対策基本法等の改正により、市町に対し、個別避難計画の策定が努力義務化されたほか、計画策定対象者の優先順位の設定が求められていることから、市町意見交換会の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

一方で「避難行動要支援者」の方々を安全に避難させるためには、避難行動要支援者一人ひとりの状況を踏まえた個別避難計画を策定することで、その実効性を高めていく必要がある。令和3年度は富士市をモデル市として試験的に「災害時ケアプラン」の作成を始めており、令和4年度も引き続き富士市において対象事例を増やして実施し、それを横展開することで、災害時ケアプランの県内への普及に取り組んでいく。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、意見交換会において市町に対し、設置促進のほか、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の受入れに関する訓練の実施を働きかけていく。

部内の危機管理体制については、全庁的な図上訓練や部独自の図上訓練を実施してきた。今後も新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視しつつ訓練を続けていくことで発災への備えを行う。

被災者への支援については、昨今の自然災害の増加・激甚化により、災害救助法の適用が増えていく可能性が高いことから、適用された市町に対する支援を迅速に進められるよう、説明会等を通して法制度の理解の促進を図っていく。また、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民を県独自制度で支援している。今後も、適切かつ迅速な支援金の交付により、その生活再建の支援を継続していく。

令和3年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた県内経済の再生に向け、コロナ禍で顕在化した課題や教訓を踏まえ、地域主導型の経済政策「フジノミクス」を展開するとともに、デジタル化の進展や脱炭素社会への潮流など、社会変容への対応を図りながら、静岡県の新ビジョン「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』の人づくり・富づくり」及び「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」を着実に実行した。

【施策目標】産業人材の確保・育成

次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進

中小企業・小規模企業の経営基盤強化

農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）

通商の拡大と海外活力の取り込み

エネルギーの地産地消の推進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）県内産業の成長を担う人材の確保

- ・第4次産業革命の進展等に伴うAI・ICT人材の圧倒的な不足に対応するため、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」で掲げた4つの階層毎に、首都圏等のスタートアップ企業と県内企業とのビジネスマッチングや県内大学と連携した人材育成講座等の施策を展開した。新型コロナウイルス感染症を契機に、中小企業のデジタル化の遅れが顕在化する中、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」に基づく取組をより一層加速化するとともに、市町と連携し、首都圏のICT企業誘致の取組を強化していく。
- ・新卒者などのU・Iターン就職を促進するため、静岡U・Iターン就職サポートセンターでオンライン相談を実施するとともに、インターンシップの促進を図り、早期に学生が県内企業と接する機会を設けるなど、県内企業の人材確保を支援した。近年の採用活動のオンライン化は、移動に要する時間や費用の負担軽減につながり、県外人材を獲得するチャンスとなることから、今後も、県内企業のオンラインによる採用活動を

支援していく。

- ・首都圏在住の本県出身者や移住に関心のある人に対して、「30歳になったら静岡県！」をキャッチフレーズに、SNS等を活用した情報発信を行うとともに、合同企業説明会や交流会を開催して、県内企業とのマッチングを行うなど、本県へのU・Iターンの促進に取り組んだ。コロナ禍の影響等により、地方移住への関心が高まっていることから、この機を捉え、転職者の受入れに積極的に取り組む企業の情報等を継続的に発信していく。
- ・県内高校等の卒業生全員に「ふじのくにパスポート」を配付するとともに、本県で働く魅力等の情報を継続的に発信し、本県との関係性の維持に努めた。配付を開始した平成30年度以降の卒業生が就職活動の時期を迎えていることから、今後は合同企業説明会やインターンシップイベントなど就職に役立つ情報の発信に注力していく。

(2) 高度な知識と技術を持つ人づくり

- ・産業構造の変化を見据え、高度な技術・技能を持った人材を育成するため、令和3年4月に開校した「静岡県立工科短期大学校（静岡キャンパス、沼津キャンパス）」の円滑な運営に努めるとともに、教育環境の整備を着実に進めた。また、デジタル化等の技術革新に対応できる人材育成に向けた教育、職業訓練を実施した。引き続き工科短期大学校の円滑な運営に努めるとともに、新たに導入した最先端の訓練機器を活用し、デジタル技術や成長産業分野に対応した在職者向けの職業訓練を充実していく。
- ・農林業経営と農林業生産のプロフェッショナルを養成するため、令和2年4月に開学した「静岡県立農林環境専門職大学」における教育環境の整備を着実に進めるとともに、豊かな想像力と高度な実践力を身に付けるための教育を展開した。令和4年3月に、短期大学部第1期生75人が卒業し、うち61人が農林業関連へ就業・進学した。今後も、女子寮の改修など学習環境や生活環境の充実を図り、魅力ある大学づくりを推進していく。
- ・医療や食品、光・電子、次世代自動車などの成長分野の中核人材を育成するための取組を、産学官の連携の下、強力に推進した。この結果、富士山麓医用機器開発エンジニア養成プログラム、健康イノベーション教育プログラム、レーザーによるものづくり中核人材育成講座等を通じて、高度産業人材を155人育成した。引き続き関係機関と連携しながら、中核人材育成の取組を推進していく。

(3) 誰もがいきいきと働ける環境づくり

- ・多様な人材の活躍を推進するため、経営者の意識改革を図るセミナーの

開催やアドバイザーの派遣等により、企業におけるダイバーシティ経営の導入や働き方改革を促進した。今後も、企業におけるテレワークや、短時間正社員、副業・兼業など、自らのライフスタイルに合った多様な働き方を選択できる環境整備を支援していく。

- ・中小企業へのテレワークの導入・定着を促進するため、導入に課題を抱える企業を中心とした研究会を設置し、課題整理や解決方法の研究等の支援、セミナーを通じた事例の普及を図った。テレワークの推進に向けては、導入・定着のための社内体制づくりや、製造業など現場を抱える業種への裾野の拡大が課題とされたことから、今後は、これらの課題に対応するための人材養成講座やセミナーの開催などにより、テレワークの更なる推進に取り組んでいく。
- ・「しずおかジョブステーション」において、若者や就職氷河期世代から高齢者まで、あらゆる世代の求職者、コロナ禍の影響で離職を余儀なくされた方に対し、就職相談やセミナー等を実施し、世代の特性に応じた就職支援を行った。引き続き各世代の求職者一人ひとりに寄り添い、それぞれの事情、特性に応じたきめ細かな支援に努めていく。
- ・障害者雇用を促進するため、雇用推進コーディネーターの配置やジョブコーチなどによる支援に加え、企業自らが職場定着の支援等を行う企業内ジョブコーチを養成した。法定雇用率・目標値達成のためには、障害者雇用においても、従来の単純作業中心の業務に加え、個々の希望や能力に合わせた多様な働き方を提案し、雇用の拡大を図る必要があることから、今後は、これまでの雇用推進コーディネーターによるきめ細かな支援に加え、デジタル技術等を活用した職務の選定や多様な働き方の提案などを行う職域拡大コーディネーターを配置して、障害のある人と企業のマッチング支援を強化していく。
- ・産業を支える貴重な担い手である外国人材の受入れや地域との共生を促進するため、産業界を対象に制度活用セミナーや共生事例紹介セミナーを開催した。
- ・定住外国人の正社員化を促進するため、企業と外国人の双方を支援するコーディネーターの配置や正社員として活躍するロールモデル事例集の母国語版を活用した情報発信に取り組んだ。技能実習生については、技能検定合格に向けた日本語研修や実技研修を実施した。定住外国人の企業への定着、地域での活躍を促進するためには、定住外国人に対し、正社員として働くことへの理解を促進するとともに、企業に対し、外国人の正社員雇用を促す必要があることから、今後も、企業向け、定住外国人向けのセミナーや、アドバイザー派遣などによる普及啓発と定着支援に取り組んでいく。また、技能実習生の技能習得や地域との共生を支援し、外国人材が本県に定着して活躍できる環境づくりを推進していく。
- ・海外高度人材の活躍を支援するため、モンゴル、インドネシア、ベトナム

ムで、県内企業のオンライン合同面接会を開催した。今後は、海外合同面接会の現地開催を通じて、引き続き県内企業による海外高度人材の採用を支援していく。

(4) 郷土を担う子どもたちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくり

- ・次代を担う子どもたちに対して、「技芸を磨く実学」の大切さを知る体験や、地域の産業を支えるプロの職業人からの学びの機会を提供するため、産業の現場で仕事を体験できる企業の情報を小中学校に提供し、学校教育での取組を支援した。引き続き体験提供企業と学校を結び付ける取組を進めるとともに、市町教育委員会に働き掛け、技能継承事業の裾野の拡大に取り組み、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。

(5) オープンイノベーションの推進による成長産業の育成・振興

- ・医療健康産業の基盤強化については、海外に依存する医療資材や輸入比率の高い医療機器の国産化、輸出産業化に向け、企業の初期投資や研究開発に対する支援、緊急時に医療用ガウンを安定的に供給できる仕組みの構築に取り組んだ。この結果、医療機器関連分野で、16件の新規開発等が行われるとともに、医療用ガウンの縫製加工の実証業務を4社に委託し各社1,000着を生産した。日本の医薬品・医療機器産業は約4兆円の輸入超過となっており、国民の命に関わる重要物資等を海外からの輸入に依存していることから、引き続き優れた技術を有する地域企業の参入を支援し、医薬品・医療機器産業を「命を守る産業」のリーディング産業に育成していく。
- ・ファルマバレープロジェクトでは、医療健康産業政策の連携協定を締結した山梨県と「ふじのくに先端医療総合特区」を活用し、世界展開を視野に入れた医療機器等の開発に取り組むとともに、人生100年時代を見据えた健康長寿・自立支援プロジェクトを推進した。この結果、事業化件数は両県連携により開発された1件を含む14件となった。今後も、山梨県と連携して、規制緩和や金融支援など「ふじのくに先端医療総合特区」のメリットを積極的に活用するとともに、高齢者の理想の住環境を具現化したモデルルームの実装化を進めるなど、幅広い産業分野において地域企業等の医療健康分野への参入を促し、広域な医看工連携による高度な医療機器開発等を促進していく。
- ・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトでは、データ駆動型の食品開発やデータに基づく新たなヘルスケアサービスの開発など、地域企業の先導的ビジネスモデルの創出や事業化・製品化を支援した。この結果、事業化件数は68件となっている。引き続きヘルスケアサービスの創出を目指して、データヘルス・リビングラボ静岡、フーズ・

ヘルスケアオープンイノベーションセンター、静岡社会健康医学大学院大学などとの連携を強化していく。

- ・ フォトンバレープロジェクトでは、あらゆる産業の基盤技術として重要な光・電子技術を活用し、大学などの研究者が中小企業の抱える課題解決に当たる「A-SAP」の取組により、企業の試作品開発等を加速化させた。また、はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点と連携して医療健康分野の事業化に取り組んだ。この結果、12件の事業化がなされた。引き続き「A-SAP」を推進していくとともに、光・電子技術の活用に関する啓発活動や、ビジネスマッチングを行う人材の育成を目的とした「ひかり塾」の展開により、あらゆる産業分野における光・電子技術の活用や新製品・新技術の開発を促進していく。
- ・ CNFについては、富士工業技術支援センターに設置した、「ふじのくにCNF研究開発センター」を拠点として、静岡大学を中心に産学官連携による研究開発を推進することにより、CNF関連産業の創出と集積を図った。この結果、2件の事業化がなされ、累計の事業化件数は13件となった。今後は、産学官連携による研究拠点の形成を図り、製品化に向けた取組を一層推進し、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含め、様々な産業分野での製品（用途）開発を促進していく。
- ・ 次世代モビリティについては、世界的に加速化するEV・自動運転化等の技術革新に対応するため、産学官による「次世代自動車の電動化・デジタル化等対応研究会」を開催し、課題解決に向けた今後必要な取組等を取りまとめたほか、「次世代自動車センター浜松」が行う、企業の固有技術探索活動、EVの分解活動、試作品開発などへの支援に重点的に取り組んだ。また、他の成長産業分野への参入を目指す企業に対しては、ファルマバレーやフォトンバレーなど各分野のプロジェクトと連携し、事業転換や第二次創業などの支援を強化した。この結果、次世代自動車センター浜松の会員企業が427社となるなど、企業の次世代自動車の開発に向けた取組が進んだ。今後も、次世代自動車センター浜松を中心に産業界や関係機関と連携し、EV化や脱炭素等に対応する地域企業を支援するほか、自動車産業から新たな成長産業分野への二次創業を目指す企業を支援していく。
- ・ 先端企業育成プロジェクトでは、世界的潮流となっている脱炭素に対応する環境・新エネルギー分野やコロナ危機により強化の必要性が顕在化した医療・福祉機器産業を中心に企業の新技術・新製品の開発を支援した。この結果、風力発電の軸受けや採血支援装置など3件の新規開発等が行われた。今後も、国立研究開発法人産業技術総合研究所と連携した先端技術の研究開発や製品化・事業化に取り組む企業を支援し、成長産業分野における先端的企業を育成していく。

- ・伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ICOI）プロジェクトについては、伊豆半島の温泉の持つポテンシャルを、自然・歴史・文化・食・スポーツなど伊豆の地域資源と組み合わせ、伊豆地域全体でヘルスケアサービスを提供する仕組みを構築するため、温泉を活用したヘルスケア事業の先進事例調査や、有識者や地元関係者からなる協議会を立ち上げた。これにより、プロジェクトの具体的な施策展開イメージを取りまとめたほか、先進的な取組等の情報共有や連携強化を推進する体制を整備した。今後は、温泉と食やスポーツを掛け合わせたプログラムの健康増進効果を検証する実証事業や補助事業の実施、事業者間のネットワーク構築を図るフォーラムの設立、伊豆地域の産業振興を担う人材育成などを通じて、新たな産業の創出を支援していく。
- ・マリンオープンイノベーションプロジェクトについては、中核拠点施設である「MaOI-PARC」と研究開発の基盤となるデータプラットフォーム「BISHOP」を活用したイノベーションを促進することにより、海洋産業の振興と海洋環境保全の世界的拠点形成を目指して取組を進めた。始動期における体制整備が概ね終了したことから、成果を早期に創出するとともに、データ駆動型の研究開発など、プロジェクトを高度化させる取組を進めていく。
- ・産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡」を中心に、本県経済を牽引する可能性のある地域企業を集中的に支援するとともに、県内企業の技術情報Webサイト「テクノロジー静岡」の活用促進や企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」の開設など、オープンイノベーション・プラットフォームの機能強化を図った。新型コロナウイルス感染症の影響により、アドバイザー・ボードの開催やアドバイザー等による企業訪問など、対面を伴う支援は抑制されたものの、オンラインを活用した商談の促進や新たな連携を求める事業者に向けた技術情報の提供などにより、令和3年度の実績は、「中堅・中小企業等の新たな製品開発・販路開拓等件数」が11件、「中堅・中小企業等支援件数」が58件と前年度実績を上回った。オンラインを活用した支援の仕組みについて、円滑な運用を定着させることが課題であり、今後は、先端産業創出プロジェクトコーディネーター等との連携を強化することで、オンラインを活用した協業や販路開拓のマッチング等に取り組んでいく。

（6）国内外からの企業誘致・定着の推進

- ・成長分野（食品、医薬品、環境関連等）を中心に、県外からの新たな企業の誘致と県内企業の定着を進めるため、企業立地施策の3つの柱「地域経済を牽引する企業の集積」、「先端科学技術の産業応用を進める知の拠点の立地」、「小さくても高い付加価値を生む企業の立地」に基づき、

企業誘致に取り組んだ。また、新規産業立地事業費補助金や地域産業立地事業費補助金により、製造工場や物流施設等を新設・増設する企業を支援した。この結果、令和3年の本県への製造業の立地件数は49件、立地面積は72haで、ともに全国4位（経済産業省工場立地動向調査）となった。全国的にコロナ禍の影響により立地件数が減少傾向にあるが、その中において本県は、22年連続で全国5位以内を維持している。

- ・ 県職員の企業誘致等に関する企業訪問件数は1,825件となった。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問できない企業については、電話やメール、オンライン面談等により本県の立地環境や支援策の情報提供を1,192件行い、合わせて3,017件の企業誘致活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、有効な企業誘致活動を推進していく必要がある。
- ・ 首都圏・関西圏を重点地域として、東京事務所、大阪事務所を中心に有望企業に対する本県への投資働き掛けを強化するとともに、県内に立地済み企業への継続的な訪問により、企業の投資動向の把握や設備投資する上での諸課題について、きめ細かく対応するなど、定着活動を強化する。
- ・ ICT企業の拠点整備やコワーキングスペース開設に対する助成を継続するとともに、市町と連携し、高度情報処理人材を擁するICT企業誘致の取組を推進した。補助制度、事業メニューの見直し等により、現下の情勢に合わせた施策を展開していく。

(7) 次世代産業を牽引する研究開発の推進

- ・ 本県の新たな成長に貢献することを目的として、産学官の連携により重点的に実施する新成長戦略研究に取り組み、有識者による客観的評価を踏まえて効率的・効果的に研究を進めた。引き続き5研究所が連携した総合研究体制により、本県産業の成長に貢献する研究開発を推進するとともに、研究成果の迅速な普及につなげていく。
- ・ オープンイノベーションの下、産学官金が密接に連携する研究開発のプラットフォームを構築し、AIやIoTなどの先端技術の産業応用を促進し、産業の高度化や製品の高付加価値化、新産業の創出につなげた。

(8) 中小企業の経営基盤強化

- ・ コロナ禍により打撃を受けた企業に対して、引き続き中小企業向け制度融資による資金繰り支援を行った。経営安定資金の利用は711億2,045万円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急増した前年度と比べ92.4%減となったが、感染症の収束が見通せない中、原油・原材料高の影響も相まって、中小企業の経営状況は厳しい状態が続いているため、今後も企業の資金繰り支援に取り組んでいく。

- ・ 中小企業の経営革新計画に基づく新商品等開発、販路開拓及び生産性向上の取組並びに小規模企業の新たな取組等を支援した。その結果、令和3年度の「経営革新計画承認件数」が574件、平成30年度からの累計が2,235件となり、総合計画目標である1,720件を達成した。
- ・ デジタル技術を活用した業態転換、新たなビジネスモデルへの挑戦等に対し、546件の助成を行った。引き続き社会経済状況の変化を踏まえながら、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する中小企業者を支援していく。
- ・ 県内中小企業へのI・T導入支援を強化するため、「静岡県I・T推進ラボ」を浜松、沼津の工業技術支援センターに拡充した。あわせて、中小企業への産業用ロボットの導入を促進するため、ふじのくにロボット技術アドバイザーの設置やロボットシステムインテグレータの育成を継続するとともに、ロボット導入の事前検証・事業化可能性調査に対する助成制度を創設した。今後は、静岡県I・T活用研究会とI・T推進ラボが連携したI・T大学連携講座を継続するほか、I・T推進ラボの機能強化に取り組み、中小企業の製造現場等へのI・T技術、設備の導入を促進する。また、中小企業のロボット導入については、導入前の費用効果分析等に対する支援制度の利活用促進の取組を強化していく。
- ・ 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援した。コロナ禍に伴う設備投資の遅れなどの影響から、「地域経済牽引事業計画の承認件数」の令和3年度の実績は前年度並みの13件となったが、目標値を上回った。既に承認されている地域経済牽引事業計画の事業実施を促進するとともに、地域未来投資促進法が施行から5年経過したことに伴い、国が必要に応じ法の見直しを進めることから、今後の動向に対応していく必要がある。市町と連携した企業訪問等により、承認企業の計画実施を後押しするとともに、同法の見直しの動向を注視していく。
- ・ 経営者の高齢化に加え、コロナ禍による倒産・廃業を防ぐため、国や金融機関との連携を強化し、事業承継税制の周知や事業承継計画の策定支援、M&Aをはじめとする第三者承継の推進等により、中小・小規模企業の円滑な事業承継を支援した。
- ・ 大学発ベンチャーを継続的に創出するため、県と民間アクセラレーターが協力して、県内理工系大学の技術・研究シーズの掘り起こしを進めた結果、2チームが具体的な起業プランを策定した。また、大学発ベンチャーが行う、製品・技術の概念実証、試作品作成や市場テスト等に掛かる経費を助成した。今後は、大学発ベンチャーの支援組織を産学官の連携による持続可能な体制に強化するため、(公財)静岡県産業振興財団と連携、協力して運営していく。
- ・ コロナ禍で得た教訓を踏まえて改訂した業種別BCPモデルプランを活

用し、策定を希望する業種別組合等（30 組合）に対し、専門家を派遣し、中小・小規模企業のBCP策定を支援した。引き続きBCP策定率の向上に取り組むとともに、新たな災害に対応した実効性の高いBCPの策定・改訂を支援していく。

- ・創業から事業拡大、事業承継など中小企業のライフステージに応じた資金調達支援に加え、次世代産業への参入や新たな事業展開への円滑な資金調度を支援した。企業の資金ニーズは、ポストコロナを見据えた事業再構築、カーボンニュートラルへの取組など、経営環境の変化に伴い、多様化している。今後も、中小企業が利用しやすい制度となるように改善を図るとともに、制度の周知を行い、県制度融資の利用を促進していく。

（9）地域産業を牽引する研究開発の推進

- ・中小企業が直面している生産技術や新製品開発等の幅広い課題に対応するため、工業技術研究所に開設している「ものづくり産業支援窓口」が中心となり、大学や産業支援機関等とも連携して、開発段階から事業化段階まで一貫して支援した。この結果、「工業技術研究所の技術指導件数」は目標値の3万件を達成することができた。引き続き脱炭素化やデジタル化、次世代自動車への対応など新たな課題に対し、新素材や再生可能エネルギー生産技術等の研究開発や地域産業のニーズに基づく試験機器の計画的な整備を行い、県内中小企業を支援していく

（10）農芸品の生産力強化と販路拡大

- ・静岡、山梨、長野、新潟の中央日本四県による新たな広域経済圏「山（やま）の洲（くに）」を形成し、中部横断自動車道を活用した、新たな物流網による量販店への販路拡大等により、農林水産品の域内サプライチェーンの構築を進めた。首都圏市場に過度に依存するリスクが顕在化したことから、移出市場を一定程度分散させていく必要があるため、中央日本四県での更なる連携を図り、「バイ・山の洲」の取組を一層推進することで、「山の洲」での県産農林水産品の需要の喚起を促進する。
- ・「先端農業技術開発拠点」であるAOI-ARCを拠点に、農業の飛躍的な生産性向上を図る革新的技術の開発や、民間事業者による研究成果等を活用した実用化を支援した。この結果、機能性の高い農産物や低コストで品質を高める栽培技術など、令和3年度までに累計で23件の事業化成果が創出された。また、生産者や農業団体と連携して、新たな技術の生産現場への普及に取り組み、スマート農業の導入を促進した。今後は、これまでの取組に加え、環境と経済を両立する持続可能な農業の実現に向け、環境負荷低減と生産性・収益性の両立に資する革新的な研究開発成果の創出や、その社会実装に向けた取組を推進し、県内農業のス

マート化に取り組んでいく。

- ・農芸品の海外輸出を促進するため、国際水準GAPの指導者を養成することで生産現場における指導体制の強化を図り、国際水準GAP認証の取得を推進した。令和3年度の認証取得農場数は、茶での取得農場数の減少が新規取得を上回ったため、前年度から減少し、3,780農場となった。引き続きGAPの認証取得を推進するとともに、消費者、小売業者及び流通業者等へのPRを行い、GAP農産物の需要の拡大を図る。
- ・コロナ禍で変化・変容する農芸品の需要に的確に応えるため、農業団体等と密接に連携し、IoT技術を活用し生育や出荷時期の予測などの産地情報をリアルタイムに関係者が共有できるシステムを構築するなど、野菜や畜産物などの生産・供給体制の充実を図った。また、茶産地構造改革の推進や園芸用ハウスの整備と集出荷施設の高度化を促進するための補助事業などを着実に推進した。引き続き茶生産者の生産構造の転換や畜産農家の後継者不足解消に向けた取組を支援するとともに、AI・ICT等の先端技術を活用し、生産・供給体制の充実につなげる支援を実施していく。
- ・農業の競争力強化に向けて、令和3年度までに3,728haの農地について、高収益・低コスト化を可能とする生産基盤を整備した。今後は、スマート農業等の実装化により、更なる産地収益力の向上を図っていく。
- ・地籍調査が完了するまでの期間の緊急的な対応として、万が一被災した場合の応急復旧を迅速化するため、3次元点群データ等を基に、津波浸水想定区域の道路や宅地等の現況境界の土地情報を先行して整備し、令和3年度までに、官民の現況境界の調査実施率が96.3%となった。
- ・担い手の確保・育成に注力するとともに、人・農地プランに沿った農用地のフル活用を後押しするための市町を越えた農地と担い手のマッチングや、荒廃農地の再生利用により、農地集積を推進した。その結果、令和3年度の農地中間管理事業による集積・集約化面積は、1,063haと過去2番目に高い実績となった。今後は、農地関連の法改正などを端緒としながら市町との連携を強化し、一層の集積・集約化に取り組んでいく。
- ・本県茶業の再生を図るため、茶の需要動向を踏まえた出口戦略に基づき「ChaOIプロジェクト」を推進し、意欲ある生産者等による、新たな需要を生み出す取組への支援を進めるとともに、茶業研究センターを「ChaOIプロジェクト」の研究拠点「ChaOI-PARC」として再整備するための建築設計を進めた。今後は、需要構造の変化に対応した茶産地の構造改革の取組を一層推進するとともに、民間主導による静岡茶の新たな需要や価値の創出に向けた取組を促進していく。
- ・畜産物の競争力強化に向けた食肉センターの再編整備を進めるため、「静岡県食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画」に基づき、令和3年度は食肉センターの基本設計、整備内容の概略を決定した。また、畜産

農場に対して、家畜管理の省力化に必要な機器の導入を支援した。引き続き関係団体と連携しながら食肉センターの再編整備を進めていく。

- ・豚熱や高病原性鳥インフルエンザの県内農場での発生防止を図るため、飼養豚へのワクチン接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等、農場への豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生ごとの注意喚起及び消毒等の指導により、防疫対策の徹底・強化を図り、県内での発生を防止した。引き続き防疫対策を継続し、県内農場での発生防止を図る。
- ・農作物への鳥獣被害を軽減するため、有害鳥獣の捕獲活動や侵入防止柵の設置等を実施する市町を支援するとともに、新技術の実証や人材育成に取り組んだ。あわせて、市町の鳥獣被害防止計画に基づく実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置を促進した結果、令和3年度は1市で実施隊が新設され、設置市町数は26市町となった。また、令和3年度の鳥獣による農作物被害額は、前年度から57百万円減少し240百万円となった。今後は、集落単位のアンケート調査の結果に基づき、被害防止対策優先地域を設定し対策を推進する。
- ・農業分野における労働力不足の解消を図るため、農業者と障害のある人のマッチングから定着までを支援し、障害のある人の農業経営体への受入促進に取り組んだ。この結果、令和3年度の県内農業経営体による障害のある人の受入状況は前年度から19増加し110経営体となった。引き続き農業者と福祉事業所等のマッチング及び人材育成を図ることで、農福連携を推進する。
- ・県産材の安定供給体制を強化するため、利用間伐に加え、ICT等の先端技術を活用した林業イノベーションの推進による低コスト主伐・再造林を促進するとともに、森林認証材等の効率的な運搬に必要な路網や架線等の整備を支援した。令和3年の木材生産量は、ウッドショックの影響で木材生産の回復が期待されたものの、前年比で3.1万m³増加の45.2万m³にとどまり、目標の達成には至らなかった。引き続き3次元点群データを活用した高精度森林情報を基に設定した木材生産団地において、路網などの生産基盤を先行整備し、需要変動に対して即応できる木材供給体制の構築を進める。
- ・品質の確かな県産材製品を使用した住宅及び非住宅の新築や新しい生活様式に対応したリフォーム助成、製材工場と需要者とのマッチングに対する販路開拓支援などにより、県産材需要拡大を図り、コロナ禍により影響を受けた需要の回復に取り組んだ。しかし、丸太生産の回復の遅れなどにより、品質の確かな県産材製品の出荷量は伸び悩み、コロナ禍以前の水準には回復しなかった。今後は、住宅及び非住宅分野での助成制度の対象を拡大し、品質の確かな県産材製品の利用を一層促進する。
- ・漁業者等の新たなアイデアの実現を支援する水産イノベーション対策の推進に引き続き取り組むとともに、官民連携による鮮魚の高鮮度供給モ

デルの構築による、新たな広域経済圏「山（やま）の洲（くに）」における県産水産物の需要確保・拡大、養殖施設におけるIoT技術を活用したりリモートセンシングの導入に取り組むなど、漁業者や水産加工業者の所得・利益の向上につながる取組を強化した。この結果、令和3年度は水産イノベーション対策支援推進事業において、110件の取組を支援したほか、「山の洲」及び県内向けに実施した「水産物の新たな流通体制構築・高付加価値化取組」件数が5件となり、目標（毎年度5件）を達成した。引き続きウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した取組を継続・強化するとともに、県産水産物の新たな需要開拓や高付加価値化、デジタル技術を活用した生産・流通現場のスマート化の取組で得られた成果の定着を図り、魚価・漁業所得の向上につなげる。

- ・水産資源の管理については、アサリ、キンメダイ等の多くの魚種で水揚げが減少していることから、水産資源の成育環境等の分析・調査体制の強化、資源管理に向けた制度整備等を進めた。この結果、令和3年度は「水産物の効果的な資源管理に向けた新たな取組」の件数が3件となり、目標（毎年度3件）を達成した。引き続き不漁の原因究明や資源回復に向けた取組を継続・強化していくとともに、国、漁業者と連携した資源管理を着実に実施していく。
- ・沿岸・沖合漁業指導調査船「駿河丸」の老朽化に伴い、深海調査機能等を強化した代船を建造するとともに、魚病の発生抑制や、クエ等の新魚種の量産実証を行うことができる最先端の施設を備えた「温水利用研究センター沼津分場」の再整備を進めるための設計等に取り組んだ。今後は、新「駿河丸」を活用した調査研究を充実させていくとともに、引き続き「温水利用研究センター沼津分場」について、着実に再整備を進めていく。
- ・オンライン上に整備した「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の活用によるオンライン商談会を開催し、県産農林水産品・加工品の販路拡大を図った。「バイ・シズオカ オンラインカタログ」を活用したオンライン商談会は商談件数、参加者数ともに前年度より増加しているものの、更なる販路拡大に結び付けていくため、「バイ・シズオカ オンラインカタログ」の魅力を高め、登録事業者を増加させるとともに、商談機会の増加や生産者の商談力向上への支援等に取り組む。また、「しずおか食セレクション」の愛称「頂（いただき）」を活用したブランド価値向上に取り組んだ。県産品販売額の増加のためには、県産品の更なるブランド力向上が必要なため、愛称「頂」を活用し、首都圏等の中高級スーパーでの静岡フェアを通じた認知度向上や、コンビニと連携し、「しずおか食セレクション」認定商品を使用した新商品開発等に取り組む。
- ・コロナ禍で販売に影響を受けた農水産事業者を支援するため、ECサイトを活用した販売促進に取り組み、県産農水産物の販売拡大につなげた。

(11) 担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保・育成を図るため、就農希望者の自立就農や農業法人への就職に向けた支援策を展開した。今後も、就農相談、短期の農業体験、技術習得に向けた実践研修及び研修期間や就農直後の資金確保の支援等を実施していく。
- ・首都圏等からの新たな農業の担い手を確保するため、移住・定住施策と連携を取りつつ、自立就農時の設備投資の負担軽減や、シニア世代の雇用就農等を支援した。今後は、首都圏で開催される移住フェア等での情報発信や県外在住者が気軽に参加できるオンラインでの就農相談を更に充実させるとともに、移住者等による小規模農業の取組を進めていく。
- ・林業の担い手の確保・育成を図るため、林業就業に係る相談窓口の機能強化やICT等の新技術を活用できる人材の育成に取り組んだ。林業への新規就業者数は近年増加傾向にあったが令和3年度は減少し、離職者数を下回ったことから、林業作業員の全体数は減少した。このため、就業情報や林業の魅力を広く発信することなどにより、就業希望者を増やす必要がある。そこで、林業の就業情報等を一元管理したサイト「森林ナビ」の活用など、効果的、効率的な情報発信に努めるとともに、県立農林環境専門職大学の合同就職説明会を通じ、学生の林業への就業を促す。また、就業3年目までの定着率が低いことから、就業後のミスマッチ解消に向けたインターンシップの実施や、森林技術者が安全・安心に働き続けられる就労環境づくりを支援する。
- ・令和元年度から定員を増員した漁業高等学園における担い手育成を一層推進した。この結果、令和3年度の漁業就業者のうち、漁業高等学園卒業生数は22人となり、目標（毎年度15人）を達成した。今後も、新規漁業者の育成・確保に向け、全国に向けて漁業高等学園のPRを強化し、質の高い教育環境の充実を図るとともに、卒業後の就業定着をフォローできる体制整備を進め、水産業界にとって即戦力となる人材輩出機能を高める。

(12) 農山漁村の再生

- ・持続可能な農村づくりに向けて、多様な参画者との協働による、地域資源の保全・活用や農地・農業用施設の維持管理等の推進により、活動の参画者数は、前年度に比べ2,271人増加し75,329人となった。引き続き活動に取り組む地域の拡大を図り、ウェブサイトやSNSによる地域情報の県内外への広報や、多様な主体とのマッチングの推進等を図るとともに、新しい生活様式に対応した活動を展開し、交流人口・関係人口の拡大を推進していく。
- ・有事には津波に対する多重防御の一翼を担う「ふじのくに森の防潮堤づ

くり」について、令和3年度までの整備延長は約11.1kmに達した。今後も、各市が行う防潮堤の嵩上げの進捗に合わせ、防災林の再整備・機能強化をより一層推進していく。

- ・森林の多面的機能の維持・増進のため、間伐等の森林整備や路網整備の促進、森林（もり）づくり県民税を財源とした荒廃森林の再生に取り組み、森林整備面積は目標を達成する見込みである。また、治山事業による山地災害対策を推進し、山地災害危険地区の整備地区数は4,112地区と目標を上回った。近年、頻発する大型台風や局地的豪雨による山地災害リスクが高まっていることから、危険度の高さなどを基に優先順位を付けて、着実に事業を推進していく。
- ・コロナ禍で集客に苦しむ漁協直営食堂等の運営支援のため、PR活動を実施し、地場水産物の認知度向上による人々の「浜への回遊」の拡大の実現に取り組んだ。この結果、令和3年度の漁協直営食堂集客者数は、33万人と前年度比5万人の増となった。今後は、集客者数の更なる回復に向け、新型コロナウイルス感染症対策も含めた経営上の課題解決のための専門家派遣を実施するとともに、新商品開発やウェブでの広報活動など漁協等が行う新たな取組を支援する。

(13) 都づくり

- ・県産食材の需要創出と消費拡大を図るため、「ふじのくに食の都づくり仕事人」をはじめ、食に関する多様な関係者が連携した活動支援や魅力発信に取り組んだ。この結果、「県産品を選んで購入する県民の割合」は、前年度より大幅に増加した。引き続き県民の関心や理解を深める必要があるため、「しずおか食セレクション」や「ふじのくに新商品セレクション」等受賞商品の出口支援やポータルサイトでの情報発信を強化するとともに、「ふじのくに食の都づくり仕事人」等と連携した地域活動を推進する。
- ・オンライン花き商談会や花育講習会の開催などを通じ、県産花きの需要喚起に取り組んだ。その結果、花や緑の活用の意識高揚が図られ、「お花自慢の職場宣言事務所」の登録件数は3件増加し、累計331件と、令和3年度目標（累計150件）を達成した。花き県内流通額は減少傾向が続いていることから、引き続き県産花きの販路拡大・消費拡大を推進する。
- ・「ふじのくに茶の都ミュージアム」を活用した情報収集、調査研究、体験プログラムを通じて、国内外への静岡茶の魅力発信を強化した。今後は、「茶の都しずおか」の拠点として、静岡茶をはじめとする国内外のお茶に関する情報集積、発信機能の強化への取組を促進していく。

(14) 県産品の輸出拡大

- ・県産品の輸出拡大を図るため、コロナ禍で変容した市場やビジネスモデ

ルに対応した新たな輸出拡大につなげる仕組みの構築に取り組んだほか、輸出先国のニーズに対応した産地づくりの支援、生産体制の整備等に取り組んだ。この結果、「輸出商談会・見本市等参加事業者数」は順調に増加し、「県の海外市場開拓支援による県産農林水産物新規輸出成約件数」の目標を達成した。更なる輸出拡大を図るため、輸出先市場に合った新たな手法を開拓するとともに、ECやライブコマース、デジタルマーケティングなどデジタルを活用した販売支援や、輸出先国の市場ニーズや輸入規制に対応した産地づくりに取り組む生産者を支援する。

(15) 県内企業の海外展開支援

- ・ 県内中小企業の海外展開を促進するため、対面と遠隔・非接触による各種相談の実施、サポートデスクによる県内企業の現地法人立上げや販路開拓等の支援のほか、海外派遣人材の育成などに取り組んだが、海外展開支援事業の利用実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受け80件にとどまり目標値を下回った。一方で、コロナ禍において、事業の拡大を見込む日系企業の割合に回復基調が見られるなど、企業の海外展開に関する意欲は衰えていない。このため、国際ビジネスが正常化へ動き出す時期を捉えて海外展開しようとする県内企業が進出の段階に応じた適切な支援が受けられるよう、海外展開支援制度を周知するとともに、専門家の派遣などによる海外ビジネスのデジタル化への支援強化を図る。また、関係機関と連携して、オンライン等を活用した商談参加や相談対応に取り組み、引き続き企業の海外展開を支援していく。

(16) 海外経済ミッション等の受入れ等による海外活力の取り込み

- ・ コロナ禍における海外とのビジネス往来の状況を踏まえ、オンラインを活用し、米国や中国などとの経済交流を実施するとともに、海外経済ミッションの受入れや海外展開支援機関のネットワークの充実を図ったが、コロナ禍により海外からの来静が困難になったことにより、海外経済ミッション受入れ件数は、浙江省とのウェブ会談など2件にとどまり目標値を下回った。入国制限が緩和された後は、海外からの経済訪問団等の来訪の機会を捉えて、経済セミナーや企業間交流会などを開催するなど、本県と海外との経済交流を一層促進していく。

(17) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 国のグリーン成長戦略やエネルギー基本計画の改定状況を踏まえ、エネルギー産業に関する基礎調査等を実施し、次期戦略の策定を行った。
- ・ エネルギー供給体制を従来の一極集中型から、災害に強い、地域の自立・分散型システムへの転換を進めるため、取組を進める民間事業者を支援した。

- ・ 本県の多様な地域資源を活かした小水力やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進した。
- ・ 地球環境への負荷が少ない水素エネルギーの普及についても、民間の取組を支援するとともに県民への普及啓発を行った。
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大には、メガソーラーや洋上風力などの大型施設が有効である一方、住民の生活に及ぼす影響が大きいため、設置に当たっては、法令に基づく適正な措置の実施を事業者に指導するとともに、地元住民の十分な理解のもと、環境と調和した適切な設備導入を図る。
- ・ 水素エネルギーは、カーボンニュートラルの実現に欠かせない二次エネルギーとして期待されており、引き続き水素ステーションなどのインフラ整備への助成や普及啓発イベント等を開催する。

(18) 省エネルギー社会の形成

- ・ 各家庭や事業所における省エネルギーの取組を促進したほか、特に運輸・交通部門における省エネ化や環境負荷の低減等に貢献する、電気自動車の充電設備の設置や水素ステーションの整備への支援を行い、省エネルギー社会の形成に取り組んだ。電気自動車や燃料電池自動車は、国内の自動車保有台数の1%未満で、充電等のインフラも依然として不足している状況であり、普及促進に向けた取組として、インフラの整備や情報発信などによる安心して運転できる環境の整備や、次世代自動車の有用性の普及啓発に取り組んでいく。

(19) エネルギー産業の振興

- ・ 地産地消型のバーチャルパワープラントの構築に向け、産学官が連携した取組を推進した。
- ・ 再生可能エネルギーや蓄電池等の創エネ・蓄エネに関する技術開発や実用化を促進し、新たなエネルギー産業の創出を支援した。
- ・ 水素エネルギー技術開発及び事業化を促進し、水素エネルギー関連産業の創出を図った。
- ・ 脱炭素化への関心はあるものの具体的な取組にまで至っていない企業が多いため、意欲のある企業を集めた勉強会や視察等を実施し、カーボンニュートラルの実現を目指して取り組んでいく。

令和3年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野について重点的に取り組んだ。また、この3分野における施策を効果的・効率的に進めるため、生産性の向上や建設産業の担い手確保・育成に向けた取組を実施した。

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり
- (2) <活力・交流> 活発な経済活動と快適な交流を支える交通ネットワークづくり
- (3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり
- (4) <分野共通> 生産性の向上と担い手確保・育成

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり

【地震・津波災害対策】

- ・大規模地震時に人命を守り、また、広域支援を円滑に受けられるよう、重要路線等にある橋梁の耐震対策、緊急輸送路の法面補強や無電柱化など、防災・減災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・減災対策を着実に推進していく。

- ・住民の避難、各地の産業、環境、景観等に配慮し、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、水門の建設、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や水門・

陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と合わせて総合的に推進した。

「静岡モデル防潮堤」の整備については、中東遠地域や志太榛原地域の市町と連携して整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、32地区において津波対策の方針が取りまとまった。その他地区においても地域住民等との合意形成を加速し、津波対策の方針を取りまとめていく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も引き続き、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫への備えとして、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・活用を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・土砂災害の被害軽減を図るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の避難支援対策の充実を図った。また、土砂災害警戒区域については、既指定区域における対策施設の整備箇所や地形改変箇所を対象に区域の見直しを実施した。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

- ・交通事故を削減し、安全で快適な歩行空間を創出するため、交差点の改良や歩道の整備を推進するとともに、静岡県自転車活用推進計画及び各市町が策定する市町自転車活用推進計画に基づき自転車走行環境の整備に取り組んだ。

引き続き、安全な道路環境を確保するため、県民に身近な道路整備を着実に推進していく。

【社会インフラの維持管理】

- ・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など26工種について「中長期管理計画」を策定し、予防保全管理に取り組んでおり、各施設の計画的な点検・補修・更新を行う長寿命化の取組を推進した。

今後も引き続き、策定した中長期管理計画に基づく適正な予防保全管理などにより、長寿命化の取組を推進していく。

(2) <活力・交流>活発な経済活動と快適な交流を支える交通ネットワークづくり

【道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、東西交通の軸である新東名高速道路の御殿場ジャンクションより東側の区間に加え、南北交通の軸となる中部横断自動車道、三遠南信自動車道及び伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

今後も、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

- ・サイクルスポーツの聖地の実現に向け、ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道など県内のモデルルートも含め、矢羽根型路面表示の設置などにより、自転車の走行環境整備を推進した。

引き続き、自転車走行環境の向上に努めるとともに、整備した環境の利用促進に努める。

【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県産業を支える物流機能の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良とともに、将来にわたり物流機能を発揮できるよう、港湾施設の老朽化対策を推進した。また、災害時の輸送機能を維持するための臨港道路の橋梁耐震対策を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者から求められる港湾機能の拡充について推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航ROR船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

クルーズ船誘致に向けた活動については、コロナ禍により対面での接触が制限されていたことから、オンラインを積極的に活用するとともに、ガイドラインの遵守を徹底し、安心・安全な寄港が可能であることをアピールした。また、クルーズ船寄港を通じた地域経済活性化等を目的として設立した「ふじのくにクルーズ船誘致連絡協議会」を発展的に解散して、「ふじのくにクルーズ船誘致組織連絡会」を新たに設置し、事務レベルの向上による持続可能な誘致組織の形成等、実効性のある取組の推進を図った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県ROR船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら展開していく。また、クルーズ船に関しても、本県港湾への更なる寄港誘致や受入れに関する情報共有、各港湾の知名度向上に向けた広報活動を展開していくとともに、受入れに関するガイドラインに則った対策等を着実に進めていく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・水産業における生産流通の効率化や水産物供給体制の強化を図るため、防波堤や岸壁などの改良や、漁港施設の長寿命化対策などを推進した。

今後も、水産物の供給体制を強化するため、関係機関と連携し、計画的に整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・バス交通の維持・確保や自動運転の実証実験、地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の経営計画の推進を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。また、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転実証実験に必要な新技術の導入を支援していく。

- ・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、引き続き、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・県営都市公園において、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。

遠州灘海浜公園（篠原地区）については、野球場を核とするスポーツの拠点整備を目指し、公園基本計画策定に向けた取組を進めた。

「地震・津波対策アクションプログラム2013」に則って、小笠山総合運動公園静岡アリーナの天井について、脱落防止対策工事を行った。

今後も引き続き、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、周辺地域の住民や関係者に新駅の必要性等を理解していただく取組等を進めた。

今後も、地元との対話を積み重ねていくとともに、空港周辺の賑わい創出に向け、市町や民間事業者等と連携しながら、賑わい拠点や交通結節点を結ぶ交通ネットワークの強化に取り組む。

(3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり

【地球環境の保全の推進】

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻やアスファルト殻などの再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

- ・県内の主要渋滞箇所において、バイパス整備や4車線化などの渋滞対策を推進し、自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素の排出を抑制した。

引き続き、関係機関等と連携し、効果的な交通渋滞対策を推進していく。

- ・電線管理者や市町と連携を図り、駅周辺をはじめとする中心市街地などの道路における無電柱化を推進し、良好な道路景観を形成した。

引き続き、関係機関等と連携し、道路の無電柱化を推進していく。

- ・施設の維持管理費を軽減するため、奥野ダムでは平成25年12月、太田川ダムでは令和元年12月より小水力発電設備の運用により持続可能なエネルギー体系の構築を行っている。

今後も、エネルギーの地産地消を推進するため、奥野ダム、太田川ダムを活用した小水力発電施設の運用を行っていく。

【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】

- ・河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、令和2年度より新規計画「佐鳴湖水環境向上行動計画（第2期）」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組みの定着を図るとともに、次世代を担う人材育成を行い、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

- ・良好な広域景観を形成するため、各広域景観協議会を通じて違反野立て看板対策を進めるとともに、各広域景観の重点地区等の一部において修景伐採を実施し、景観の改善を図った。
市町の景観行政推進を図るため、景観形成推進アドバイザーの派遣を行った。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、2号新堤の設置位置及び構造について決定するとともに既設消波堤の撤去や養浜などの取組を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、サンドバイパスシステムを運用し、環境等の保全に取り組んだ。

今後も、適切なサンドバイパスシステムの運用に努め、海岸と漁港の双方の保全を推進していく。

（４）＜分野共通＞生産性の向上と担い手確保・育成

【担い手確保・育成と生産性の向上】

- ・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など深刻化する課題への対応として、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、東部・伊豆地域をモデルに「3次元点群データ」を取得し、災害復旧や観光等の様々な分野へ活用し、安全・安心で利便性が高く快適に暮らせる「スマートガーデンカントリー“ふじのくに”」の形成を推進した。

今後も引き続き、3次元点群データの多方面での利活用が進むよう、産学官の連携によるオープンイノベーションを推進していく。

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成31年3月に策定した「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手の確保・育成などを推進した。

今後も引き続き、「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手確保・育成対策を推進していく。

- ・交通基盤行政に対する県民の理解と信頼を得て、社会インフラ整備の着実な推進を図るとともに、建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、土木の魅力を発掘する「フォトコンテスト」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

- ・魅力ある地域づくりを行っていくために、道路、河川、砂防、港湾、公園などの分野において、公共施設の計画づくりから美化・保全活動に至るまで、幅広く地域住民・NPO・企業・学生など多様な主体の参加を得て、協働による公共事業を推進した。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

令和3年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示の発生は291所属中5所属で1.7%であった。この割合は前年度の6.3%と比べ4.6ポイント、過去5年間のピーク時、平成29年度の16.7%から15.0ポイント改善した。

このことについては、令和2年度から施行された内部統制制度が機能し、リスク管理が行われているものと考えられるが、不適正な事務処理の発生原因として、依然として組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、引き続き組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実を図るとともに、内部統制制度の推進部局として、他部局に対してリスク管理に関する指導・啓発に努めていく。

今後も、内部統制制度を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実を図るほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

(2) 安定した財務会計環境の整備

公金の確実な収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等のICT技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ICT技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、近年の金利低下の影響などにより、対前年度比 7.0% 減となった。

運用益確保の取組として、預託先の金融機関への資金需要の聞き取りや多様な預託期間の設定を行うなど、可能な限り運用益の確保に努めた。

マイナス金利政策により、依然として、厳しい資金運用環境が見込まれる中、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、より利率の高い 20 年債の購入を再開することなどにより、後年度の運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

総務事務の集中処理による効率化のため総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った。令和 3 年度の文書指示は 290 所属中 1 所属で 0.3% であった。今後も、事務指導検査における指導や研修等を通して、内部統制を推進し、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。また、交通安全対策の一環として令和 3 年度までに全公用車へ整備することとしたドライブレコーダーについては、計画的に整備を行った。引き続き効率的な公用車の管理を推進していくとともに、脱炭素化の取組に対応するため、更新する公用車の電動化を進めていく。

令和3年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

1 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

議会運営費	430,062,112 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	764,926 円

(1) 「定例会等の開催」

ア 定例会・臨時会の開催

定例会は6月、9月、12月及び2月の年4回、臨時会は4月16日、5月20日、8月30日、11月24日及び2月4日に開催された。

合わせて127日間の会期をもって、216件の議案等の審議を行い、そのうち予算案1件を修正可決、請願4件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、承認、認定、採択した。

イ 常任委員会の開催

次のとおり7委員会において、付託された議案等の審査及び所管事務の調査を行った。

○常任委員会開催日数

(単位：日)

区分	4月臨時会	5月臨時会	6月定例会	8月臨時会	9月定例会	11月閉会中	12月定例会	2月臨時会	2月定例会	計	令和2年度
総務	1	1	3	1	2	0	2	1	3	14	12
危機管理 くらし環境	0	1	3	1	2	0	2	1	4	14	13
文化観光	1	1	2	0	1	0	1	1	3	10	9
厚生	1	1	3	1	2	1	2	1	3	15	12
産業	0	0	3	1	2	0	2	1	4	13	11
建設	0	0	1	0	2	0	1	0	3	7	10
文教警察	0	0	2	0	2	0	3	1	3	11	12
計	3	4	17	4	13	1	13	6	23	84	79

ウ 議会運営委員会の開催

委員11人(自民改革会議：7、ふじのくに県民クラブ：3、公明党静岡県議団：1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○議会運営委員会開催状況

(単位：日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	令和2年度
日数	2	3	2	5	4	4	5	5	8	1	6	7	52	44

エ 特別委員会の開催

脱炭素社会推進、アフターコロナ生活環境づくり及び決算特別委員会を設置した。

- ・脱炭素社会推進、アフターコロナ生活環境づくり特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、令和4年2月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。令和3年12月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

○特別委員会開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
脱炭素社会推進	11人	令和3.5.20～令和4.3.3	6日
アフターコロナ生活環境づくり	11人	令和3.5.20～令和4.3.3	6日
決算	63人	令和3.10.5～令和3.11.29	4日

(2) 「行政・政策調査等の実施」

ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員活動に活かしやすいように編集し提供した。

○主な自主調査・刊行物の内容

区分	発行回数	調査・編集内容	発行部数	配布先
議会資料「視点」	年4回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	113部/回	議員等
情報スクランブル	毎月1回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	120部/回	議員等
新聞社説一覧	毎月1回	新聞（7紙）の社説一覧	76部/回	議員等
各種刊行物索引一覧	毎月1回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	14部/回	各会派等
県政用語集	令和元年6月（議員改選ごと）	議会や県政で用いられる基礎的用語の解説書	270部/回	議員 執行機関 事務局職員

イ 受託調査の実施

議員から依頼される受託調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。令和3年度の議員からの受託調査は272件で、他県等からの調査依頼は120件であった。

ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い、会派内における条例原案作成を支援している。

消防団活動に協力する事業所等を有する法人等を支援し、円滑かつ安定的な消防団活動の確保を図ることを目的に制定された「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」が期限を迎えることから、期限を3年間延長する改正条例が、令和4年2月定例会において制定された。

なお、条例案検討委員会は設置されず、自民改革会議の6名により議案が提出された。

エ 他県議会との相互連携

(ア) 静岡・山梨県議会の相互連携

平成21年4月30日に締結された「静岡・山梨両県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき、共通する課題等について調査研究等を行うこととしており、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、静岡と山梨の両県民が農産物や海産物などを購入して生産者を支える「バイ・ふじのくに」の取組を更に進めるため、両県議会の議員が意見交換会や特産品の購入を実施した。

○開催実績

開催年月日	開催地	意見交換テーマ
令和3年4月27日	・KADODE OOI GAWA ・富士山静岡空港	「バイ・ふじのくに」と 観光交流の取組

(イ) 静岡・山梨・神奈川3県議会の相互連携

平成25年11月25日に締結された「静岡・山梨・神奈川3県議会の相互の連携に関する覚書」に基づき、3県による議長会議を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

オ 議員研修会の開催

幅広い視点に立った議員活動の一助とするため、全議員を対象に議員研修会を開催した。

開催年月日	演 題	講 師
令和3年12月6日	「明るい逆参勤交代」が日本を変える 大都市圏社員の期間限定型地方リモートワーク ～働き方改革と地方創生の同時実現～	(株)三菱総合研究所 主席研究員 松田 智生

カ 海外事情調査団の派遣

新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。

キ 浙江省友好交流

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。令和3年度は本県からの派遣と浙江省からの受入れを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

ク 図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」（新着図書情報）や「早わかり！雑誌インデックス」（雑誌の県行政関連等主要記事の見出しリスト）を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数

(令和4年3月31日現在)

蔵書数合計	分類別冊数	
34,968冊	社会科学 17,514冊 (50.1%) 歴史 2,997冊 (8.6%)	総記 7,006冊 (20.0%) その他 7,451冊 (21.3%)

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

年度	区分	貸出者数(単位:人)				貸出冊数(単位:冊)			
		議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
令和3年度		273	290	895	1,458	529	410	1,744	2,683
	構成比(%)	18.7	19.9	61.4	100.0	19.7	15.3	65.0	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広く県民に周知した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会(委員長:議長)を開催し、広報実施計画、県議会高校出前講座や大学生との意見交換会の実施、県議会だよりの写真コンクール及び題字コンクール入選作品選考などについて協議した。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためふれあい親子県議会教室は実施しなかった。

イ 県議会だよりの発行、インターネット等による広報

(ア) 県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県議会だよりとして発行し、県民に周知した。さらに、県内の高校生全員にも配布し、授業等での活用を依頼している。

また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集する「県議会だより写真コンクール」を行った。若者向け広報を強化するため、令和3年度から高校生を対象とした「県議会だより題字コンクール」を実施するとともに、高校新聞部による制作記事の掲載に向けて意見交換会を開催した。

加えて、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版(カセットテープ)」「音声版(一般CD)」「音声版(デージー版CD)」を発行した。

なお、県議会だよりの紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

○発行状況

区分	発行・作成数	発行時期	配布方法	
県議会だより	105~107万部	各定例会終了後、 おおむね 1ヵ月後 (年4回)	県内各世帯へ新聞折り込み (一部地域ポスティング) 県出先機関、市町等へ郵送	
点字版	350部		個人、施設、県出先機関、 市町等へ郵送	
音声版	カセット			35本
	CD			85枚
	デージー版CD	65枚		

(イ) インターネットによる広報

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、32項目のコンテンツを掲載し、内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	名 称	備 考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会の日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより	
	声の県議会だより	県議会だよりの音声版
4	本会議インターネット中継 (生中継&録画放送)	令和元年6月定例会より、手話通訳映像を挿入 (令和2年度より、デジタル化による映像の鮮明化)
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入(常任・特別)
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	高校出前講座や大学生との意見交換会等のダイジェスト映像

ウ 若者向け広報

(ア) SNSによる情報発信

県広聴広報課が運営している次のSNSに、年間を通じて県議会関連の記事を掲載し、県民に議会を身近に感じてもらえるよう情報発信を行った。

- ・静岡県公式LINE
- ・Facebook「いいねがあるある静岡県。」
- ・Twitter「わかものがかり」
- ・instagram「ふじっぴー【公式】」

(イ) 県議会高校出前講座の実施

若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、生徒のグループに議員が加わり意見交換等を行う高校出前講座を実施した。

日 程	参加者	意見交換のテーマ
11月4日 (木)	駿河総合高等学校 1～3年生 15人 県議会議員 2人	住みやすい地域づくりのために、高校生ができること
11月5日 (金)	伊豆中央高等学校 1年生 41人 県議会議員 6人	伊豆地域の活性化、若者が抱える生活の課題
11月15日 (月)	加藤学園暁秀高等学校 1年生 24人 県議会議員 3人	投票率を向上させるための課題と解決策
11月18日 (木)	島田商業高等学校 1年生 35人 県議会議員 5人	静岡県の未来について語ろう～東部・中部・西部～
1月26日 (水)	韮山高等学校新聞部 1、2年生 9人 県議会議員 3人	今後の高校教育はどう変わるのか等予想される課題とその解決策 ※県議会だより記事制作に先立ちオンラインにて実施

(ウ) 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見や感性を議会活動に活かすため、地元大学と連携をして、県議会議員と学生との意見交換会を行った。令和3年度は、議論をより深めるため、同じ議員と同じ学生で意見交換会を複数回実施した。

なお、例年実施していたインターンシップの受け入れは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。

○大学生との意見交換会

日 程	参加者	内 容
10月4日 (月)	静岡県立大学 (大久保ゼミ) 6人 県議会議員 2人 ※ウェブ方式で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会の仕組み等説明 ・ 本会議傍聴 ・ 意見交換(テーマ:オリパラに向けた取組や成果、今後の活かし方 等) <p>※複数開催の2回目は意見交換のみ。</p>
10月5日 (火)	静岡大学 6人 県議会議員 2人	
10月5日 (火)	静岡県立大学 (八木ゼミ) 6人 県議会議員 2人	
12月7日 (火)	静岡県立大学 (大久保ゼミ) 5人 県議会議員 2人	
12月7日 (火)	静岡大学 8人 県議会議員 2人	
12月7日 (火)	常葉大学 16人 県議会議員 2人	
12月8日 (水)	静岡県立大学 (松平ゼミ) 6人 県議会議員 2人	
12月8日 (水)	静岡文化芸術大学 5人 県議会議員 2人	
12月10日 (金)	静岡県立大学 (八木ゼミ) 6人 県議会議員 2人	
1月19日 (水)	静岡文化芸術大学 5人 県議会議員 2人	
2月25日 (金)	静岡県立大学 (松平ゼミ) 6人 県議会議員 2人	

(エ) 若者向け広報動画の配信

若者向け広報事業の取組について情報発信するため、建設委員会活動紹介（熱海土石流災害現場等視察状況）、11月臨時会ダイジェスト、題字コンクール表彰式等の実施状況をダイジェスト動画にして配信した。（計10本）

エ ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

オ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやインターネット、ラジオ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けの各種案内冊子を作成した。

○傍聴者向け案内冊子

刊行物名	内 容	発行回数	部 数	配 布 先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年2回	4,000部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	年1回	4,000部	見学、傍聴の小学生

○傍聴者数

(単位:人)

区 分	本 会 議		常 任 委 員 会				特 別 委 員 会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年 度	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
4月臨時会	4	3	3	0	21	4	/	/	/	/
5月臨時会	2	2	0	0	5	4	0	0	0	0
6月定例会	103	226	3	2	97	84	0	2	0	6
8月臨時会	/	2	/	0	/	7	/	/	/	/
9月定例会	210	119	1	1	67	60	/	/	/	/
11月臨時会	/	24	/	/	/	/	/	/	/	/
12月定例会	156	341	10	10	55	74	0	0	0	0
2月臨時会	/	1	/	0	/	1	/	/	/	/
2月定例会	142	146	0	2	77	62	/	/	/	/
閉会中	/	/	/	0	/	0	1	3	46	47
合 計	617	864	17	15	322	296	1	5	46	53

(4) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

ア 議会運営等改善検討委員会（委員 11 人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、議会運営上の諸課題に関する協議又は調整を行っている。委員会を令和 3 年 10 月に 2 回開催し、また小委員会を視察も含め 4 回開催してペーパーレス化の推進を含めた情報端末機器等の導入に関する事項について議長へ答申した。

イ 議員選挙区等調査検討委員会（委員 11 人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行っている。令和 3 年度は 4 回開催し、浜松市選挙区の見直し、議員総定数の見直し、選挙区及び配当定数の見直し、一票の格差の是正、政令市の選挙区及び配当定数について協議した。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

また、県執行部、国、他の地方公共団体、公益法人などの団体が主催する行事、式典等への正副議長出席のための調整、祝辞や挨拶文案の作成、当日の随行など、議長公務としての出席に係る支援を行った。令和 3 年度は、161 回の出席を支援した。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各党派に対し、所属議員 1 人当たり 450 千円を毎月交付しており、用途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了後に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議長に提出される資産等報告書等について、県民等への閲覧に供した。

令和3年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など6項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

(2) 職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応や事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

また、職員の利益保護を目的とした公平審査事務を適正に執行し、人事行政の公正の確保を図った。

今後とも、苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

(3) 公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

令和3年度は、公募した全51職種のうち、42職種においては公募数を確保したが、9職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

令和3年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行った。

令和3年度は、富国徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的、弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 実施状況

令和3年度は、監査基準に基づき、令和2年度から運用された新たな内部統制制度を踏まえながら、合規性監査の効率化を図るとともに、経済性、効率性、有効性に着目した3E監査に重点を置き実施した。

定期監査、随時監査、臨時監査及び財政的援助団体等の監査を544箇所実施し、指摘等の監査結果52件及び事務局長指導事項62件を出した。監査結果を出した所属に対して改善措置状況の報告を求め、措置状況の評価、確認した。

また、決算、財政健全化判断比率等及び内部統制評価報告書の審査を行い、知事へ意見書を提出した。住民監査請求については1件の要件審査を実施した。

(2) 評価

定期監査等は、計画どおり実施することができた。随時監査及び臨時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗状況、不適切な事務処理等の状況を確認し、機動的、弾力的な監査を実施することができた。

また、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、効率的、効果的な監査を実施するとともに、本庁各部局に対して「意見」を出し、事務・事業の改善に繋がる監査を実施することができた。

特に、3 E 監査においては、本庁に対して委託事業や補助金の効率的、効果的な執行を求める「意見」を出した。

さらに、依然として同様の誤りが複数の所属で発生している事案について、執行部に対して情報提供を行い全庁的な再発防止を要請するとともに、土木事務所において工事事故が多発していることから、統括する工事検査課に対し再発防止を求める「意見」を出した。

(3) 課題

実効性の高い監査を実施するため、3 E 監査の手法をより深く研究し、更なる3 E 監査の拡充を図り、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する必要がある。また監査事務の効率的実施のため、ICTへの対応など監査の業務改善を着実に推進していく。同様の誤りが複数の所属で発生している状況を踏まえ、引き続き再発防止の徹底を要請していく。

令和3年度から始まった内部統制評価報告書の審査結果等を踏まえ、今後は内部統制の有効性を確認しながら、内部統制に依拠した監査を実施していく。

(4) 改善

令和3年度の監査実績を踏まえて、3 E 監査の更なる拡充と委託事業を重点項目とするなど、監査の重点化を図っていく。

3 E 監査を重点項目として実施するため、予備監査業務の効率化を図るほか、事務事業ヒアリングの一部オンライン化等ICT技術を活用し、効率的、効果的な監査を行う。

複数の所属で発生している同様の誤りについては、執行部に対して情報提供及び再発防止を継続的に要請するとともに、再発防止に繋がる監査を行う。

内部統制の有効性を高めるため、内部統制評価報告書の審査を通じて、内部統制推進部局や評価部局と連携して取り組んでいく。

令和3年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集団的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ的確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

（1）実施状況

令和3年度は、不当労働行為の審査1件、労働争議の調整8件、個別的労使紛争のあっせん15件の計24件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を81件、労働組合の資格審査を18件、それぞれ行った。

（2）評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18か月を目標値としている。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去5か年の平均を評価基準値としている。

主要施策	評価基準		令和3年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	18か月	18か月(12か月)
労働争議の調整	和解による解決率 (過去5か年平均)	45.2%	40.0%
個別的労使紛争のあっせん		38.1%	61.5%

※「令和3年度実績」は、令和3年度単年度の平均

※ 不当労働行為の審査の「令和3年度実績」の（ ）内は、当該年度を含む過去5か年の平均

※「和解による解決率」

= (和解による解決件数 / (和解による解決件数 + 打切り件数)) × 100

ア 「処理期間」

令和3年度の不当労働行為の審査事件の終結事件1件の処理月数は、正確には「18.3か月」であり、「18か月」の目標を若干上回った。これは、特別な事情(申立人からの申出により一旦設定した審査期日を1か月先送りしたこと)があったことによるものである。

当該年度を含む過去5か年の平均は「12か月」であり、目標を達成できた。

イ 「和解による解決率」

令和3年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「40.0%」で、過去5か年の平均「45.2%」を下回った。また、個別的労使紛争のあっせんは「61.5%」で、過去5か年の平均「38.1%」を上回った。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打ち切り」とせざるを得ないことによるものである。調整事件の「打ち切り」の件数は、取下事件を除いた終結事件5件のうち3件で、全て相手方があっせんに参加することに応じなかったため打ち切った「不応諾打ち切り」であった。個別事件の「打ち切り」の件数は、取下事件を除いた終結事件13件のうち5件で、全て「不応諾打ち切り」であった。

(3) 課題

不当労働行為の審査の平均処理日数は、近年において概ね目標を達成しているが、事案の多様化及び複雑化が進む中、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組む必要がある。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、不応諾打ち切りを除いた令和3年度の解決率はいずれも100%となっていることから、いずれにおいても不応諾打ち切りの削減が解決率向上のための課題となっている。

また、令和4年4月から中小企業についても、事業主のパワーハラスメント防止対策に係る雇用管理上の措置が義務化されることとなったことで、今後、こうしたパワーハラスメント関連の事件が顕在化するなど、労使間のトラブルの増加も予想されるところである。そのような状況下において、現に労使紛争で困っている人が当委員会の紛争解決制度を知らないことにより利用できないという状況に陥ることがないよう、労働委員会制度の周知を一層図っていく必要がある。

(4) 改善

不当労働行為の審査については、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組ん

でいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争あっせんについては、不応諾打切り削減のため、あっせんに先立って行う事務局職員による調査の際、紛争の法律上の問題点等を的確に押さえつつ被申請者の主張を丁寧に聞き取るとともに、被申請者に対し、三者委員による公正中立な取扱い、迅速な解決といったあっせんのメリットを十分説明することにより、応諾を働き掛けていく。その際に必要とされる委員及び職員の専門性の向上を図るため、各種会議や研修会における事例研究、他都道府県労働委員会との情報交換を、今後も積極的に行っていく。

労働委員会制度の広報については、制度を知らないために利用できないということのないよう、様々な媒体を活用して広く周知を行う一方、広報効果がより高いと見込まれる所に訪問先を絞り込み、集中的な周知活動も行うなど、引き続き積極的な広報・PRを展開していく。

令和3年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

I 審理調整課

1 主要施策の実施状況

- (1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- ア 収用委員会費（人件費） 2,187,600円
収用委員会の委員報酬（7人分）である。
- イ 収用委員会運営事業費 1,504,949円
収用事件の裁決申請等に対応するため、収用委員会の運営を行った。

<令和3年度 収用裁決等案件>

項目	前年度からの継続件数	令和3年度申請等件数	計	処理状況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
明渡裁決申立	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
損失補償裁決申請	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

<令和3年度 収用委員会等開催状況>

区分	委員会	指名委員協議	審理	調査等	その他	計
回数	7回	0回	0回	0回	1回	8回

2 評価、課題及び改善

(1) 評価

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
令和2年度から継続中の事件はなく、令和3年度中も新たな裁決申請はなかったが、裁決申請が見込まれる事件の情報を収集し、事件の概要を早期に把握の上、委員会へ情報提供を行った。
また、職員の専門性向上のため、当県を含む他都道府県とで構成される収用事務主管者連絡協議会で事例研究を行った。
上記のとおり、事件に係る手続を迅速かつ適正に行うための態勢が確保された。

(2) 課題

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
土地収用法では「収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努

めなければならない。」と定められており、公正中立かつ正確であることのみならず、迅速な処理が求められている。このため、事務局職員が土地収用法をはじめとする法律や不動産鑑定等の専門的な知識を確実に習得しておく必要がある。

(3) 改善

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
裁決申請があった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われるよう、今後とも委員会の運営を効率的に行うための事務処理に努める。

令和3年度主要施策成果説明書

教 育 委 員 会

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県教育委員会は、新型コロナウイルス感染症等の様々なリスクの中にあっても、子供たち一人一人の夢を実現させるため、「人間性」「思考力・判断力・表現力」「知識・技能」に裏付けられた「生きる力」の育成に向けた取組を推進するとともに、静岡県、日本、そして世界の未来を拓く「才徳兼備」の人づくりを推進するため、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、以下の3つの柱を掲げ施策を展開した。

- 1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 3 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

(1) 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

ア 「知性を高める学習」の充実

「確かな学力の向上」について、静岡式35人学級編成によるきめ細かな指導やPDCAサイクルによる学校改善・授業改善を進めてきた。急激な社会変化やグローバル化の進展の中、基礎的・基本的な知識・技能に加え、子供たちが自ら未来を切り拓く力の習得が求められることから、教員が児童生徒の主体的な学びを支援する伴走者となるよう、ICTも活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図っていく。

「情報教育の推進」について、ICTを活用した教育環境の整備は大きく加速しており、授業動画・教材の共有や民間企業と連携した研修などを通じて、教職員のICT活用指導力の向上や情報モラル教育の充実を進めている。また、児童生徒の学習データを蓄積・可視化し学習活動に活用するなど、発展的な指導につながる情報基盤の整備を進めていく。

イ 「技芸を磨く実学」の奨励

「産業社会の担い手の育成」について、職場体験、インターンシップ

など、児童生徒の勤労観・職業観の育成に向けた教育が多くの学校で行われている。義務教育段階からの成長過程に応じた、組織的、計画的なキャリア教育を推進するため、各学校に「キャリア・パスポート」の積極的な取組を促していく。

ウ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「学校マネジメント機能の強化」について、コミュニティ・スクールの導入促進など、地域に開かれ、地域とともにある公立学校づくりを進めている。また、高等学校については、県立高等学校の魅力向上を図る「オンリーワン・ハイスクール」事業を実施するとともに、本県の教育を取り巻く状況変化や課題等を踏まえ、県立高校の在り方について改めて検討を進めていく。

「学び続ける教職員の育成」について、教員育成指標の改訂により教員に必要な資質・能力とその育成過程を明確化するとともに、eラーニング研修を拡充し、様々に変化する教育課題に対応するための専門的知識・指導力を有する教員の育成を図っている。

「乳幼児期の教育・保育の充実」について、幼児教育の重要性や、幼小連携・接続の必要性が広く認識されてきたことにより、市町幼児教育アドバイザーは28市町で配置されている。少子化等を背景とした子育ての孤立化により子育てに不安を抱く保護者を支援するため、幼児教育に携わる教職員等の質の向上を図るとともに、幼児教育アドバイザーと福祉等の専門職が連携した訪問支援の充実を進めていく。

「特別支援教育の充実」について、特別支援学校の施設狭隘化と通学負担の解消を目的として新たに2校の特別支援学校を開校した。特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や医療的ケアをはじめとした多様な教育的ニーズに対応するため、教職員の特別支援教育に関する資質向上と、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導ができる学校体制づくりを図っていく。

「学校における健康教育の推進」について、児童生徒の体力は長期的に低下傾向にあり、学校休業措置や外出自粛により、一層の体力低下が懸念される。部活動指導員等の外部指導者やスポーツ人材バンクの活用を推進するとともに、中学校における休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究の実施など、子供たちが気軽に運動に親しむことができる環境整備を進めていく。

(2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

ア グローバル人材の育成

「海外留学等の相互交流の推進」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣による海外交流が困難な状況下であったが、ふじ

のくにグローバル人材育成基金等を活用したオンラインによる国際交流などを行った。アフターコロナを見据え、異文化理解や国際的視野の涵養に資する取組を効果的に推進していく。

「外国人児童生徒等への教育の充実」について、非常勤講師や外部人材の活用による人的支援を充実させ、外国人児童生徒へのきめ細かな日本語指導及びキャリア形成支援を進めるとともに、夜間中学の設置など、学齢期を超過した外国人への教育機会の提供を検討していく。

イ イノベーションを牽引する人材の育成

「科学技術の発展を担う人材の育成」や「多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成」について、探究型学習や、大学・企業と連携したSTEAM教育等を通じて、幅広い学習や生活の場で、理数的知識を活用できる力の育成に取り組んでいく。

(3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

ア 新しい時代を展望した教育行政の推進

「市町の教育行政の課題等に対応した支援の充実」について、有識者や市町の意見を聴取するとともに、現場視察やICT機器も活用しながら、教育現場の課題把握に努め、施策や予算への反映を図った。引き続き、関係者・関係機関と連携を図り、社会の急激な変化を踏まえた多様な学びの場の構築に努めるとともに、「Eジャーナルしずおか」やSNS等を活用した情報発信を進めていく。

イ 地域ぐるみの教育の推進

「生涯学習を支援する教育環境の充実」について、教育・就業・社会的活動など様々なライフスタイルに応じた学びの情報の集約と多様な学びの機会の創出が求められている。企業、大学等と連携した「まなぼっと」の運用等により、県民が「誰でも」「いつでも」「どこでも」学ぶことができる環境を整備するとともに、県立中央図書館の老朽化、狭隘化といった施設面の課題解消と県民の生涯学習・情報拠点としての一層の充実に向け整備を進めていく。

ウ 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

「学びのセーフティネットの構築」や「いじめ・不登校等の指導上の諸課題への対応」について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実や資質向上に取り組むとともに、校内での情報共有や関係機関との連携を強化し、学校を窓口とした相談支援体制の更なる充実を図っていく。

「共生社会を支える人権文化の推進」について、学校で生じている課

題や、ICTモラルなど喫緊の人権課題に対応するため、「人権教育の手引き」を活用した教員研修の実施など人権意識の更なる定着を図っていく。

エ 「命を守る教育」の推進

「防災対策の推進」について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により児童生徒の地域での防災訓練への参加機会は減少しており、児童生徒の防災意識の向上に向け、「学校防災推進協力校」での実践研究と研究成果の全県への普及を図っている。また、県立高等学校の老朽校舎の建替え、長寿命化改修を計画的に進めている。

令和3年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

令和2年中の県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降連続して減少し、静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン」基本計画に掲げる2万件以下という目標を達成することができた。

しかし、殺人、強盗等の凶悪事件の発生に加えて、高齢者を中心とした特殊詐欺被害が発生しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う混乱に乗じた犯罪の発生など、県内の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

また、交通事故発生状況は、人身事故件数、負傷者数については、減少しているものの、死者数は前年を上回ったほか、死者の6割を高齢者が占めていることから、高齢者の交通事故防止対策は極めて重要な課題となっている。

このため、令和3年は、「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

- 人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の推進
 - 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動などの推進
 - 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進
 - 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
 - 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けたテロ対策の推進
 - 大規模災害などの緊急事態対策の推進
 - 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進
- の7つを重点目標として掲げ、各種施策を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の推進

刑法犯認知件数が減少する一方、ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人身安全関連事案は後を絶たない状況にある。

人身安全関連事案は、事態が急展開し、重大凶悪事件に発展するおそれがあることから、初期段階からその危険性・切迫性を的確に見極め、被害者の安全確保を最優先とした対応と各種法令を積極的に適用した被疑者の検挙により、被害防止を徹底した。

特に、児童虐待事案については、事案が潜在化・長期化する可能性がある

ことから、児童相談所との連携を強化し、事案の危険性・緊急性に応じた迅速な対応を図っている。

特殊詐欺被害については、「オレオレ詐欺」や「キャッシュカード詐欺盗」の被害に歯止めがかからず、被害件数、被害金額共に増加するなど、依然として深刻な情勢が続いている。

このため、被害防止対策として「サギ電話及び特殊詐欺被害多発警報・注意報」の発令などにより、被害の大半を占める高齢者の警戒心・防衛心が醸成されるよう先制的な抑止対策に取り組むほか、被害防止に有効な電話機対策等、引き続き「しずおか関所作戦」を推進することにより、社会全体での被害防止に努めている。

(2) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動などの推進

地域住民の身近な不安を解消するため、各家庭や事業所を訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会等の開催を通じて住民の意見・要望を把握し、必要な防犯指導を行うとともに、最新の犯罪手口や交通事故の発生状況等について、交番・駐在所が発行するミニ広報紙や交番速報をタイムリーに発信し、県民の防犯意識向上に努めている。

また、地域の犯罪や交通事故などの発生実態に即した、制服警察官やパトカーによる視覚や聴覚に訴える警戒活動を推進し、事件事故の抑止や犯罪の早期検挙に努めるとともに、110番通報に対しては、パトカーなどの機動力を最大限に活用した迅速な初動対応を図っている。

(3) 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

高齢者と子供の交通事故防止を重点として、交通実態に即した総合的な交通事故防止対策を推進した。特に横断歩行者保護に資する活動として運転者に対しては、横断歩道における歩行者優先義務等の遵守の徹底を図るとともに、歩行者には自らを守る行動として道路を横断する際、手を上げて横断する意思を運転者に伝える「しずおか・安全横断3つの柱」の実践・定着を図るための交通安全教育、街頭活動や広報啓発活動などの取組を推進した。

この結果、令和3年中の交通事故の発生件数については、人身事故件数、死者数及び負傷者数いずれも減少した。特に、死者数については、高齢者の死者数が大幅に減少したことで89人となり、統計を取り始めた昭和28年以降過去最少を記録した。

さらに、交通事故発生実態の分析を踏まえたPDCAサイクルに基づく交通指導取締りや道路管理者と連携した交通安全施設の整備など総合的な交通事故防止対策を推進した。

(4) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

社会的反響の大きい凶悪犯罪や特殊詐欺、暴力団などの組織犯罪に対する県民の不安は大きく、徹底検挙が強く望まれている。

このため、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす殺人・強盗などの重要犯罪の発生時には、最大限の捜査力を投入して迅速・的確な初動捜査を行い、被疑者の早期検挙や客観証拠の収集に取り組むことで、検挙率向上につなげた。

また、特殊詐欺の撲滅に向けた対策に関しては、不審者に対する職務質問や「だまされたふり作戦」を積極的に推進し、被疑者の現場検挙を図った。さらに、検挙被疑者への突き上げ捜査により中核被疑者を検挙することで犯行グループを壊滅させるための活動を推進した。

このほか、暴力団や準暴力団等の組織犯罪対策については、犯罪組織の実態解明に向けた情報収集、各種法令を適用した検挙活動や行政命令の発出による取締りを行うことにより、暴力団等の壊滅・弱体化に向けた取組を強力に推進した。

(5) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けたテロ対策の推進

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」では、テロの未然防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、重要施設等における警戒警備の強化やサイバーテロ等の新たな脅威への対策を推進するとともに、官民一体の横断的なネットワーク強化を図り、広報啓発活動を推進するなど、各種テロ対策を徹底することにより、大会警備を完遂した。

(6) 大規模災害などの緊急事態対策の推進

大規模災害に的確に対応するため、南海トラフ地震及び富士山噴火等の被害想定や局地化・激甚化する近年の風水害の特徴に応じた警備計画の見直しを継続するとともに、県、市町、その他防災関係機関と連携した実践的な合同訓練を実施するなど、災害対処能力の向上を図った。

昨年7月3日発生した熱海市伊豆山の土石流災害においては、災害情報の収集、被災者の救出救助、検視や身元確認、交通対策などを実施してきた。今後も防犯警戒パトロールを継続するとともに、残る1人の行方不明者の早期発見に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら捜索活動を継続していく。

(7) 警察力を最大限に発揮するための警察運営に向けた取組の推進

少子高齢化や人口減少が急速に進み、科学技術や情報通信技術のめざましい発展等、社会情勢が大きく変化している中、限られた人員・予算を最大限

に活用するため、組織体制の整備、業務の合理化及び働き方改革など、社会の変化に適応した取組を実施し、警察力を最大限に発揮できる警察運営を推進するとともに、真に警察職員としてふさわしい優秀な人材の確保や精強な第一線警察の構築を目指した取組を進めた。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、不特定多数の者と接することが多い警察業務は、感染リスクが極めて高い状況にあることから、「静岡県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」を継続し、職域接種の実施など職員の感染防止対策を徹底した。

このほか、庁舎の老朽化が著しい大仁警察署及び交通管制センターの移転整備や交番・駐在所の建て替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。